1 教育委員会関係

- (1) 付託事件審査
- ①議案第45号 平成27年度光市一般会計補正予算(第1号)(教育委員会所管分)

説 明:蔵下教育総務課長 ~別紙説明書のとおり

質 疑:なし

討 論:なし

採 決:全会一致「可決すべきもの」

(2) その他(所管事務調査)

○田中委員

世界スカウトジャンボリーのことについて数点お聞きしたいと思います。

まず、「ひかりの水」ジャンボリーラベルということで、水道局と一緒に取り組んでいくということだったのですが、これの進捗状況についてお聞かせください。

○森田文化・社会教育課長兼人権教育課長

「ひかりの水」ジャンボリーラベルの進捗状況について、でございますが、水道局とは5月から協議を行っており、水の提供、技術的指導等をいただいております。専門業者がございまして、そちらとも同時進行的に協議を行っております。7月中旬ごろから納品できると連絡を業者から受けております。

○田中委員

ありがとうございます。

前回の委員会とかでも、外国人対象なので英語の表記などをということでお願いをしておったのですが、そのあたり外国の方だと日本語で書かれていると何なのかもわからないっていう状況もあるかと思うのですが、そのあたりはどのようにラベルをつくられたのか、お聞かせいただければと思います。

○森田文化·社会教育課長兼人権教育課長

お聞きのラベルにつきましては、まず飲料水であるということが、まず一番わかるように、英語の表記をしております。並びに、今回のテーマ、「s p i r i t o f u n i t y」というのも入れており、そういったデザインにしているところでございます。

○田中委員

わかりました。外国の方が見てもわかるようにしてらっしゃるということで、了解し

ました。

それで、1日に1,000人ぐらい、ウォータープログラムについては訪れるということ なのですが、この内容について室積海岸で泳ぐっていうことなのですが、これ、一遍に 泳ぐ人数は何人ぐらいを想定されているのか、詳細をお聞かせいただければと思います。

○森田文化·社会教育課長兼人権教育課長

お聞きのウォーター事業でございますけども、この事業はボーイスカウト日本連盟の 主催となっておりまして、本市においては、おもてなし、安全・安心の観点から支援を 行っているところでございます。

主催者等の意向によりますと、言われるとおり1日約1,000人来られるわけですけれども、これを2班に分けまして、午前中500人をスポーツ交流村でのプログラム、500人を室積海岸でのプログラムということになって、午前・午後で入れかわると聞いております。

さらに、室積海岸では4つのプログラムがございまして、これを順次交代する形でプログラムを行うようになっておりまして、そのうち海水浴は、さらにそれを2班に分けまして、一度に水に入る方は100人弱というふうに聞いております。

○田中委員

わかりました。たくさんの方が訪れるということで、安全対策、4つのプログラムに分けて、海水浴も2班に分けてっていうことで今お聞きしたのですが。これ、最初のイメージでは、やっぱり海で一遍に泳ぐ人数が多いので、安全対策がしっかりしたものではないといけないと思ったのですが、そのあたりで安全対策はどのように考えられていらっしゃるのか、お聞かせください。

○森田文化・社会教育課長兼人権教育課長

今、お問い合わせありましたのは水際での安全対策かと受けとりました。これは、主催者によりまして、ライフセーバーやスカウトの指導者が一定間隔を保ちながら配置をされるというふうに聞いております。さらに、先ほど言いました2班に分かれておりますので、その片方の班は監視役に回るというふうにも聞いております。

市では、先ほど申しましたように、安心・安全の観点から支援をすることとしておりまして、熱中症やけがなどへの対応のため、両会場とも保健師や看護師を常時待機させております。さらに、緊急時を想定して、消防署や光総合病院とも受け入れ体制について協議を進めているところでございます。

○田中委員

わかりました。2班に分けることによって、2人組をつくってお互いを見守るってい うことで、それをお聞きして、やっぱり安全対策をされているのだということがわかり ました。

それで、一つ提案なのですが、砂浜から海を見てても見にくい部分があるかなという

のがあって、先日、山口県のほうでドローンの協会が立ち上がったところではあるのですが、ドローンみたいなものを飛ばして上から全体を眺めたら、全体が見えていいのかなという部分と、あと映像も撮っていれば、後に光市に世界スカウトジャンボリーをたくさんの方が訪れて楽しまれたのだということの発信もできるとは思うのですが、そのあたりの活用についてはどのように考えてらっしゃるのか、お聞かせいただければと思います。

○森田文化・社会教育課長兼人権教育課長

ドローンの活用について、でございますが先ほど申しましたように、この事業自体が ボーイスカウト日本連盟の主催でございます。

本市では、おもてなしと安心・安全の対策をしているわけですけども、一義的には、 まず主催者のほうが考えることかなと考えていますので、そちらへ申し入れておきたい と思います。

○田中委員

わかりました。一案としてよろしくお伝えいただければと思います。

もう一つ、次にいじめ問題対策協議会についてお聞きしたいと思います。

先日、第1回の協議会のほうが開催されましたが、そのあたりで実際開催してみて、 課題はどのようなことがあるのか、また一般的に光市として有効な対策はどのようなこ とがあるのかっていうことをお聞かせいただければと思います。

○石丸学校教育課長

第6回を6月12日金曜日に開催いたしました。その中で、委員から御質問がありました課題として挙がったことと、各委員から出たことなのですけど、一つはいじめる側といじめられる側の受けとめ、認識の違いです。

それから、教員も実際に子供たちの中で起こっていることが、どの程度のものなのか という認識、こういったものの違いが生じるケースもあるのではないかということ。

それから、もう一つは、やはり結構保護者が見つける、気づくケースも多いので、学校と保護者との連携、これが非常に大事ではないかと。

それから、もう一つは、児童・生徒、特に低学年は難しいかもしれませんが、小学校の高学年ぐらいから中学校にかけては、自分たちで解決できる自治能力、こういったものの育成も大事ではないかと。

それから、今、週1回アンケートというのをやっているのですけど、これが、毎週やるとマンネリ化してしまうのではないかということ。

それから、いじめから不登校であるとか問題行動、こういったものになってしまうケースもあるのではないかということ。こういったものが光市に特化した課題ではないですけれども、光市も含めて委員から挙がったことでございます。

○田中委員

それで、対策としては、ここで話し合っていかれるのかもしれないのですが、どのようなことを考えられているのか、お聞かせいただければと思います。

○石丸学校教育課長

これも委員から提案があったことなのですけど、一つは道徳教育の充実ということ。 それから、カウンセラー等からは心理教育、いろいろ心理学等の見地を活用した心理教育の観点からのアプローチ。それから、人間関係づくりのプログラム、こういったもの、今たくさん開発されております。そういったものを実施していくこと。

それから、もう一つは、いじめの減少だけではなくて、その背景にどういうものがあるのかということをしっかり把握していく必要があるだろうと。そこで、スクールソーシャルワーカーという社会福祉士、特に家族関係であるとか、いろんな人間関係を把握した上で助言してくれる専門家がおりますので、そういったものを活用して、背景をしっかり把握した上で対応していくということ。

それから、生活安全。警察のほうからは、やはり発達段階に応じて、いじめが犯罪行為であるという法的なことも踏まえた認識、これをきちんと育てていく必要があるのではないかということで、以上のことが一つの対策としては委員から御指摘を受けております。

○田中委員

わかりました。

先ほど説明の中でアンケートを行っているということで説明いただいたのですが、多分、「心のアンケート」のことだと思うのですが、この心のアンケートについて御説明をいただければと思います。

○石丸学校教育課長

重点的に、市教委としては学校のほうに週1回のアンケートというのをお願いしておりますが、中身は、小学校では学校生活の満足度とか友達や家族との人間関係、こういったこと、それから、あるいは楽しかったことやうれしかったこと、それと心の状態を把握するということで。それから、次が具体的なのですけど、先生にお願いしたいことや困っていること、こういったことを聞いているものが多いです。

それから、中学校に入りましては、周囲との人間関係、それから自分自身の言動の振り返りということで、自分自身が友達を傷つけたりしてはいないかというふうな振り返りをさせております。それから、周囲の言動で気づいたこと、これは、いじめで非常に課題になっているのが傍観者ということが課題になりますので、周囲の言動で前の人がやっていること、あるいはいじめではないかというふうな、そういったことを把握する意味での項目。それから、悩みや相談したいこと。それから、相談できる人がいるかどうか、どういう人に相談しているのかというふうなこと。それから、いじめに関して、スマホであるとか携帯、LINE、こういったソーシャルネットワークを使ういじめもありますので、スマホや携帯の活用状況、こういったものが一つの項目として挙がって

おります。

学校によっては、マンネリ化を防ぐために質問項目を定期的に変更している、こういったことをやっている学校もあります。

○田中委員

非常に項目がたくさんあって、今説明の中にマンネリ化を防ぐために学校によってはっていうお話がありましたけど、これ、市内の学校全体を見たときに、やっぱりアンケートによっては有効な項目があったりとか、当たり前にやっている項目などがあったりして、その辺の情報共有によって、いいアンケートがあって、いじめの早期発見につながっていくのではないのかと思うのですが、そのあたりで各学校のアンケートの項目を決めるのは、どのようにされているのかをお聞かせいただければと思います。

○石丸学校教育課長

アンケートにつきましては、各学校が創意工夫を生かして実施しているところでございます。今年度は、まだ実施しておりませんが、生徒指導主任会等でそういうアンケートを持ち寄りまして、情報交換を行って、様式あるいは実施方法、こういったもので特に有効なものがあれば、情報共有をして改善の視点にしていきたいと考えております。

○田中委員

わかりました。よろしくお願いいたします。

あと、先ほど最初に、対策協議会の中での課題ということでお話をいただいたのですが、生徒の視点、教員の視点、保護者の視点で、それぞれ取り組むことがあるとは思うのですが、いじめの事例というものがあると思うのですが、その中で、例えば企業によっては「他山の石活動」とか「危険予知トレーニング」っていうものが行われて、小さいときのものを我が現場に合わせて未然に防ぐっていう活動をしているのですが、そんな感じで市内の小中学校での情報共有っていうものはどのように行われているのかをお聞かせください。

○石丸学校教育課長

先ほど申し上げました生徒指導主任会であるとか校長会とか教頭会、こういった場で は各学校の課題というのを大体情報交換をするようにしております。

それから、いじめにつきましては、昨年度、教育開発研究所が部会で一ついじめに関するさまざまな事例のアンケート等を行う中で、まとめた冊子を出しております。こういったものも参考にして、学校が対策を考えて行っているのが現状でございます。

○田中委員

わかりました。

そうでしたら、市内で、各学校で起こったようなことは、市内の小中学校にも同じものとして情報共有されていると認識しといてよろしいですか。

○石丸学校教育課長

全てのケースというのは、傾聴もございますし、それから、やっぱり教育的配慮といいまして、プライバシーにかかわること、それから個人が特定されることで難しいケースもございますので、そのあたりのことは十分配慮しながら、どうしても共有が必要なものにつきましては共有するように、また今後も指導していきたいと考えております。

○田中委員

プライバシーという問題もあって、保護者までの情報共有っていうところまでは難しいのかもしれませんが、学校同士では、しっかり情報共有しながら、校区を超えてということも考えられるので、今後もしっかり取り組んでいただければと思います。

○笹井委員

では、大きく3項目ぐらい質問しようと思っています。

まず、最初は一般質問でも取り上げました島田市のバス停の件で、これ、教育委員会か何かのほうが答えられましたので、追加の質問聞いていきたいと思います。

島田のバス停というのが、極めて珍しい形。すなわち、バス停の中に切り開いて自転車が出入りできるような形になっておるわけなのですが、なぜこの形なのでしょうか。 そして、こういった形の事例というのは、ほかにもあるのでしょうか。

○石丸学校教育課長

この形は、バス停の歩道部分でバス待ちをしている人と、それから自転車の通行車が 交錯することを避けるために車道部分にカラー舗装で自転車通路帯を設定し、そちらに 誘導するようにしたということでございます。このようなケースにつきましては、いろ いろ調べてみたのですけれども、似たケースというのを見つけることは難しかったです。 ただ、国交省の担当者から、熊本市ではこういう自転車通行帯をいろいろ設置が進ん

でいるということで、こちらのほうに似た事例があるのではないかというような話もあったのですけど、調べてみましけど、なかなか全く同じような事例は見つけることはできませんでした。

○笹井委員

これは、建設所管になりますけど、道路構造令だったかでは、基本的にバス停の中に 出入り口をつくってはいけないという規定があるのです。

ただ、これは、今回の工事は道路管理者がやったので、別に規定に縛られるものではないのですけれども、一応道路の基本的な考え方は、バス停交差点には出入り口をつくらないという大きい理念がありまして、それに反しているのではないかと思いますが、こっちは、また所管的に建設のほうの話になってきますので、次の質問に行きます。

一応、本会議の答弁でここの改善は数種類のパターンを検討したという答弁があった と思いますが、その中に民地を買収して歩道拡幅しようという、そういうパターンとい うのは検討の中にあったのでしょうか。そして、反対側の民有地の購入というのは、検 討なり交渉なりはされたのでしょうか。

○石丸学校教育課長

4つのパターンは、いずれも交錯を避けるということで、特に歩道を拡幅という案ではございませんでした。所管する国にそちらの方向の考えがなかったと聞いております。

○笹井委員

わかりました。

今回、国の工事ですから、なかなかここで言いにくいこと言っても、なかなか伝わらないことかと思いますけれども、私は自転車と歩道の待機の人が交錯するような危険性があるのであれば、当然、民有地を購入して歩道を拡幅して、きちんと仕分けるべきじゃないかと思います。それが物理的にビルとかがあってできないということであれば、こういう事前の策も仕方がないかと思いますが、該当地の裏側は植樹帯というか、のり面であって、購入とか拡幅の余地は幾らでもあると思いますし、民間地のほうも交渉されてないということですけれども、そういうのも交渉した上で検討することができたのではないかと、過去の話になりますが、指摘をさせていただきます。

そして、今回の安全点検にどういう団体が加わっているのか、お聞きします。今回、 工事ができたわけですが、自転車が、この車道部、バス停部を走るということで、私は 自転車の側からすると危険性が増したのかと考えております。自転車のほうですと、中 学生以上は自転車通学ですが、例えばあそこを通るとこですと、附属光中学校なんかは、 自転車であそこを登下校の際通るわけですが、そういったPTAなどは今回の安全点検 には加わっているのでしょうか。

○石丸学校教育課長

島田市のこの場所につきましてですかね。限定で。

○笹井委員

はい。

○石丸学校教育課長

そのときは、教育委員会、それから総務課、それから附属光小学校が参加しております。それから、あと警察署、それから山口の河川、国交省の関係、それからそういったものが参加しております。

○笹井委員

ということは、この場所に関しては、附属光中学校の、小学校のPTAは現地の立ち会いに参加しているけど、中学校のPTAは参加してないし、意見についても、いい悪いというような判断はされてないということでよろしいのでしょうか。

○石丸学校教育課長

学校は、少しPTAとも相談して、この会には出たというふうには聞いております。

○笹井委員

あと、今のこの場所じゃなくて、全体の危険場所の洗い出しには、そういう中学校、 ここでいうと、今ので言うと、付属中のPTAも入った上で交通安全の点検がされてお るのでしょうか。

○石丸学校教育課長

緊急の合同点検会議は、各小中学校の代表ということで、これは主に校長・教頭・教諭が出ております。あと、学校によっては、学校運営協議会の委員が参加したりというふうなこともございます。

○笹井委員

一応、質問に当てはまるように答えてほしいのですけど。

だから、室中に関しては、今の話ですと小中合同の代表が参加しているから参加しているという、そういう理解でよろしいんでしょうか。

○石丸学校教育課長

室中。

○笹井委員

すいません。附属です。

○石丸学校教育課長

附属小中につきましては、この合同点検会議のときには附属光小も附属中も教諭が出ております。

○笹井委員

わかりました。中学校は先生が出とるということですね。

この件は、この3月に工事が終わったばっかりで、執行部から議会に対しては報告がなかったので、私も現地を見て初めて気がついたところです。工事をしたばかりですので、すぐにどうこうというわけではありませんが、実際にできた後の利用者の声なども、できた後の危険性なども確認しながら、私たちも今後興味を持って確認していきたいと思います。

次の項目移ります。これも本会議で聞きましたが、津波ハザードマップの避難訓練の話ですが、室小は、どこに逃げているのかと。本会議では、総務部長さん答えられましたけども、一応これ続く質問もありますので、ここでもう一度お聞きしますが、小学校

の津波避難訓練の実施状況と、それからどこへ逃げているのか、もう一度教育のほうから御回答お願いします。

○石丸学校教育課長

今の御質問ですけれども、室積小の実施状況です。2011年は、学校にいるときに地震 津波が発生したということで、全校で峨嵋山に避難しています。2011年は、峨嵋山とい うことです。

それから、2012年、これは消防署指導で地域合同訓練ということで、いろんな逃げる場所を想定してやっております。2012年は、峨嵋山、それから校舎の3階、それからかんぽの宿、それから光寿苑という4カ所を想定してやっています。

それから、2013年、これ、学校にいるときに地震ということで、PTAも参加しております。これも全校PTAで峨嵋山に避難しています。

それから、2014年は下校時に津波警報が起こったということで、これは児童も生徒もいろんなところにおりますから、各地区にそれぞれ自分がいるという仮説のもとで、峨嵋山あるいは室積中学校のテニスコートの上の山、それから光寿苑、かんぽの宿、千坊台等いろんなところに避難しております。

○笹井委員

わかりました。災害の発生の時間とか、そのときに子供がどこにいるかということで、 当然場所というのは変わってくるし、いろんなパターンを経験されるのはいいことだと 思います。

では、室小から今峨嵋山へ逃げる場合と、市のハザードマップでは大峯山方向に逃げるようにというふうな印もあるわけですけれども、これについて室小からというのは、 避難の時間というのはどのように異なりますでしょうか。

○石丸学校教育課長

峨嵋山については、何回もやっていますので、大体15分ぐらいというふうに聞いております。学校のデータですと15分程度。

それから、大峯山は詳細なデータはないのですけれども、大体交通渋滞とか含めて考えると60分ぐらいはかかるのではないかということを学校は想定しております。

○笹井委員

わかりました。大体、私の認識しとる時間でも大峯山だとそれくらいかかるのかなと 思っています。やっぱり峨嵋山とは随分違うということを認識いたしました。

それであとは、また本会議と同じような質問ですけど、ハザードマップでは、そうはいっても矢印で北側、大峯山側に逃げろと。でも、小学校は今のお話ですと、学校内におるときは峨嵋山に逃げると。実際、そういう訓練をされておるわけです。そうすると、本当にこういう形で地震が起きたときに、ではどうするかで、結局そこで迷って時間がかかると、東北の災害のようなことになってしまうわけですけれども、ここが、方向が、

実際ふだん訓練している方向とハザードマップの方向が異なることに関しては教育サイドとしてはどうなのでしょうか。問題ないのでしょうか。

○石丸学校教育課長

地震に関しては、震源地と、それから津波の到達予想時刻、この状況を勘案して、そのとき最も安全と思われる場所を選んで避難をすることとしております。最も短時間で 津波が到達する場合は、室積小の場合は校舎の3階を想定しています。

ただ、この場合は、火災を起こした車が流れてきたりして、また火災が学校に起こる可能性もございます。それから、次は短い場合は峨嵋山ということ。ゆとりがあるときには、大峯山方向ということで考えています。ハザードマップの策定が今年度3月なので、その辺も踏まえて今後の避難訓練のエリア、他の検討も必要かと考えているところでございます。

○笹井委員

わかりました。とにかく、これはいろんなケースが想定される、そのときで対応も異なると。こういうのは当然だと思います。そのときにできるだけ速やかに判断して行動に移せるような、そういう訓練がなされることを期待いたします。

では、最後の項目に移ります。青少年健全育成地区会議についてですが、これは各小学校に地区会議があって、全体でも光市全体の会議があると思うのですが、この会費についていろんな資料見てみますと、確かに組織の名前、青少年健全育成地区会議なのですけど、何か青少年関係以外に使用されているのではないかというような、私、疑念を持っておるのですが、そういう事例がありますでしょうか。そして、この地区会議の決算というのは、きちんと公開されてますでしょうか。

○森田文化・社会教育課長兼人権教育課長

青少年健全育成地区会議について、でございますが地区会議においては個人会員を募集するよう規則によりなっておりまして、地区内の個人の方から会費をいただいて、それで活動に充てているという状況にございます。地区会議では、毎年度ごとに運営委員会を開きまして、そういったとこで会議資料として配付をされておりますので、配付で公開をされているというふうに思っております。

また、そういう会議等で決算報告とか監査報告とかやられておりますので、お申し出のようなことはないと考えております。

○笹井委員

地区会議の個人会員を募集しておるということですけど、個人会員の会費と、それから市からの持ち出しの金額を教えていただけますか。

○森田文化・社会教育課長兼人権教育課長

26年度の状況ですけども、個人会費は300円で、口数は1万7,414口でございます。

○笹井委員

一つ回答が抜けたと思います。市からの支出というか、持ち出しの金額を教えてくだ さい。

○森田文化・社会教育課長兼人権教育課長 失礼しました。地区会議につきましては、市からの持ち出しはございません。

○笹井委員

地区会議については、ない。市全体の組織についても支出がないのですか。

○森田文化・社会教育課長兼人権教育課長

光市青少年健全育成市民会議というのが市全体で活動をしている団体でございますけども、これは補助金として年130万円でございます。

○笹井委員

市全体が市民会議で、地区が地区会議ということですね。

地区会議で集めた地区会議の個人会費300円というのは、これは地区会議で集めるものなのでしょうか。それとも市民会議が集めているものなのでしょうか。

○森田文化·社会教育課長兼人権教育課長

個人会員につきましては、地区会議が個人を募集して会費をいただいております。一 旦市民会議に入りまして、それを全額、地区会議に戻しているという状況でございます。

○笹井委員

わかりました。市民会議のほうは130万円ほど市の支出があると。これは、予算書にも決算書にも上がっておることだと思いますので、我々もそういう認識ではおりますが、だから市民会議の事業内容とか決算については、今日は細かく聞くつもりありませんけど、これは聞けば教えていただけますでしょうか。

○森田文化・社会教育課長兼人権教育課長 はい。もちろんお答えできます。

○笹井委員

わかりました。

じゃあ、今度地区ごとの地区会費ですが、これは市の補助金はないと。個人会費を一回地区会議で集めて、市民会議に一回渡して、また戻して、それで運営しとるということで、市の補助金は入ってないというふうに今の説明だと私は理解するわけですが、この地区会議については決算内容とか事業内容については、まず教育委員会としては把握

されていますか。

○森田文化・社会教育課長兼人権教育課長

各地区での活動になりますので、詳しい決算状況・活動状況等は資料を取り寄せてみないとわからないのですけれども、大まかな事業につきましては把握しております。

○笹井委員

今、市の教育委員会でも決算は資料を取り寄せないとわからないと。大まかな事業は 把握しておるということです。

だから、私がここで聞いても大まかな事業しか答えられないということでよろしいで すか。

○森田文化・社会教育課長兼人権教育課長 はい。そのとおりです。

○笹井委員

わかりました。

青少年健全育成地区会議は、主に公民館活動と一体となってやっていまして、事務局とか委員も公民館の関係がやられておるかと思います。市の補助金も入ってないということで、自分たちで集めて、自分たちで活動されるということで、この活動はすばらしいことだと思うのですが、何せタイトルが青少年健全育成ということがついていますので、本当に青少年健全育成のためにつながっておるのかなというところが、私としては疑問に思うとこもありますが、これは今聞いてもわからない部分もあるということがわかりましたので、自分なりに勉強して、また今後質問などしてみたいと思います。

○四浦委員

前3月の委員会でお尋ねして、議論したことの続きになるんですが、新体育課長よろしくお願いします。

聖光高校の体育館の改修につき、光市所有の体育施設を利用したいというふうな申し出が聖光高校からあったのだと思いますが、それで実際に光市の体育施設を使っているサークル・グループに対して、週4回やっているところを2回にしてくれんかなどの申し入れがあった、指定管理者のほうから直接に話があったということだったのですが、少し施設が、実際に学校だとか総合体育館だとあいているところも相当あったようですので、そういうところを優先的に使って、なおかつ足りない場合はその話もあるだろうという話をしたのですが、最初の質問は聖光高校の体育館の改修の仕上がりの予定というのは27年度いっぱいだと聞いておったのですが、それはそのとおりなのでしょうか。

○村﨑体育課長

最初に、体育館の建てかえ事業ですが、平成28年度の8月末ということで聞いており

ます。夏休み中に引っ越すということで、当初27年度末ということでしたが、28年の8 月末ということで伺っております。

○四浦委員

ということで、これは3月の委員会の議論を通じて当初の計画されていたことを取り やめて、別の方法に切り上げたとかいうふうなことになったと思いますが、私のほうも 議論を切り出したものとして後味を悪くしてはいけませんから、一応確認をしときたい と思いますが、まず聖光高校については体育関係、体育館を使う体育関係の分について は希望がかなえられたかどうか、それはどういう形で改善されたかどうか、お尋ねしま す。

○村﨑体育課長

それでは、その聖光高校の体育館の建てかえ事業に伴います市内体育施設の利用状況 をお話しさせてもらいたいと思います。

まず、部活動ですが、スポーツ館では卓球部・バドミントン部・男子バスケットボール部が、平日の夕方約2時間程度利用いただいております。

それから、勤労者体育センターでは、当初、文書等によりまして利用団体の皆さんに 御協力を仰ごうかという検討事項もございましたが、希望する部が女子のバスケット ボール部一つだけでありました。ということで、現在では利用団体のない夕方の時間、 スポーツ館と同様に夕方の時間を週に3日程度利用いただいております。

それから、勤労者体育センターでは7月から8月にかけまして、これから夏休み時期ですが、既存の利用団体のほうが、暑いとかいろいろな意味で利用者数が減るということで、夏休み期間中の平日の日中の練習時間については、また利用者の皆さんからお申し出がありまして、別に改めて調整をさせていただいて、夏休み期間中の利用時間を確保したいということで、今調整をしているところでございます。

それから、女子のバレー部が総合体育館を利用しておられますが、これはサブアリーナのほうを主に利用していただいておりまして、やはりこちらも週に3日程度の利用をいただいております。総合体育館につきましては、既存団体が1年間利用する日を決めておりませんので、あらかじめあいている状況を確認していただいた上で利用日を決めていただいて、予約をとって利用いただいているということです。ちなみに、総合体育館では、当日にコートのあきがありましたら、当日の受付も可能となっております。いずれの節も、皆さんの協力的なお心遣いをいただきまして、大変ありがたく思っております。

また、部活動以外につきましては、学校行事の利用は、総合体育館では入学式・卒業式・入試の予定となっております。また、スポーツ館では、学校に近いことからは母の日・花の日等の礼拝日がございます。そういった礼拝日、それから離任式、そして月に1回程度ですが、学年集会等で1時間程度の利用をいただいております。

なるべく年度初めに利用契約をいただいて、極力、事前に利用者の皆さんには御迷惑 かけないような対応に心がけておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○四浦委員

丁寧な説明をいただきましたので、大づかみでお聞きしたつもりだったのですが。

とすると、聖光高校の部活動の希望というのは、確かにあそこから、私は乗り物が気になったのですが、歩いてくるようなケースも勤労体育センターあたりは。というようなことで不便はかけてはいるのですが、今の段階では、これから先、少し調整しなければいけないことはあるということは今わかったのですが、今のところ希望はほぼ100%かなえられているというふうに受けとめていいわけですか。

○村崎体育課長

はい。大体、御要望どおりには御利用いただいていると考えてよろしいかと思います。

○四浦委員

光市内のそういうスポーツ団体・サークルで、最初に触れましたように、月に4回、 週に1回使うところを月に2回とかいうふうなことで譲ってもらったところもあるわけ ですか。

○村﨑体育課長

今のところは、既存の利用団体の皆様には御迷惑かけてない利用形態にさせていただいております。

○四浦委員

わかりました。

これは、苦言も呈しておきたいと思いますが、前回の3月議会では少し私は厳しく言うたんですが、指定管理者の管理人あたりが上から目線で、もう譲ることが当たり前みたいな話を当初したようでありましたが、そういうことは改善をされてきたというふうに受けとめました。この項は終わりたいと思います。

引き続きお願いします。浅江小学校の駐車場の問題なのですが、いわゆる児童数がふえてきている学校でありまして、お隣に旧光給食センターがありますが、あの空き地を活用して駐車場として広げてほしいというふうな希望があります。かなり強い要望になっているようでありますが、まずウィークデーの教職員の自家用車の台数、それからPTA活動が非常に活発なようですが、PTA活動のあった日の、そういう自家用車の台数というのを掌握しているかどうか、お尋ねします。

○呉橋学校給食センター所長

それでは、旧センターの用地のことですから、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、先生の駐車状況、行事の駐車状況につきましては、その時々によって微妙に変わっておりますが、先生の利用状況は大体十数台。そして、行事については、運動会な

んかがありましたら、いっぱいになるような状況ではあります。

○四浦委員

ちょっと聞き間違うたかと思いましたが、1日、ウィークデーです。休日とかいうのではないのですが、教職員の数は、じゃあ、人数、何人かというのは。いきなり、私も給食センター所長が答えられるから戸惑ってしまったのですが。それは、いかがでございますか。教職員の人数。

○石丸学校教育課長

教員の数は、今43人ということになっております。

○四浦委員

43人の教員と言われたのですね。職員数は、何人なのですか。臨時等も含めて。

○石丸学校教育課長

非常勤とか市の職員とか全部含めますと47人ということになります。

○四浦委員

居住地が、ほぼ隣り合わせに近いという先生もおられないわけではないでしょうから、そういう場合は乗り合わせてくる方もおってかもわかりませんが、残業時間があったり何やらして、なかなか難しい話です。47人いて、十数人と最初に言われましたが、これは間違いないのでしょうか。十数台。

○石丸学校教育課長

大体、ほぼ自家用車を使用している教員が多いかと思いますので、今、現時点で自家 用車を利用している教職員の数そのものを正確にお答えすることはできませんが、ほぼ 全員が利用していると考えますと、今、申し上げました47台近い車がとめてある、利用 しているっていうことになるかと思います。

○四浦委員

ちょっと、通知しとったから、今の答弁はなかなか合点がいかない答弁なのですが、「だろう」という話は、前に進みにくいのですけども。そうしますと、40人、40台余りの自家用車が駐車するという場所について、小学校の敷地外は何台とまれるようになっておりますか。

旧学校給食センターも使っているようですが、それを除いて、いわゆる校外、敷地外には、今、現状何台とまっているのでありましょうか。

○石丸学校教育課長

今、そこの敷地外と敷地内の駐車の台数については把握しておりません。

○四浦委員

敷地内・敷地外、これはどういう基準で今駐車場を、日常的に何か大きな行事があったときは別にしてみても、利用しているか、どういうふうに敷地内・敷地外を振り分けているか、これをお尋ねします。

○石丸学校教育課長

そこまでの区分というか、それは、今、学校教育課のほうは把握しておりません。

○四浦委員

そういうふうに言われると、なかなか次の言葉が出にくくなって、弱りましたが、基本的には敷地の中、いわゆる校門の周辺だとかというふうなところについては、結構お客さんがいたり、業者がいたりしますので、あるいはPTAの役員会あるいは部会、そういうものがあったりしますので、そういうところに優先的にあけているのではないかと思いますが、教職員は敷地内にとめている、日常的に。それはそういうことですか。とれている方もおろわけですか、それはどういう基準で、どういう配分をしているか

とめている方もおるわけですか。それはどういう基準で、どういう配分をしているか、 御存じだったらお答えください。

○石丸学校教育課長

駐車場の配分につきましては、年度当初に学校の中で決めております。

そこの、敷地内に何台とか敷地外に何台というふうなところまで把握はしておりません。

○四浦委員

それじゃあ、次に。

今は把握しておりませんですが、少し調べたら簡単にわかりそうな話ですから。恐らく1時間経ちますので、もし休憩になれば、そのときに調べて、後、お答えいただければと思います。

ちょっと前後しますが、次に移りますが、PTAの活動が非常に活発になってきたようでありますが、部会がどの程度なのか。それから、1部会当たり人数はどの程度なのか。実際にはどの程度の集まりになっているのか、実績がわかれば教えてください。

○石丸学校教育課長

今のことにつきましては、把握はしておりません。

○四浦委員

校内も、子供の安全上からできるだけ駐車してほしくないというのが学校サイドの希望のようでありますが、あるいはグラウンドに特別の場合はとめるのですが、日常的にはグラウンドを駐車場として使うという習慣はないと思いますが、いかがですか。

○石丸学校教育課長

グラウンドは、基本的には体育の授業でありますとか児童の教育活動で使うところですから、大きな行事で、どうしてもグラウンドを駐車場に使わなければいけないというとき以外は、グラウンドを日常的に使うということは、どこの学校も基本的には行っていないと思います。

○四浦委員

どういう振り分けをしてこういうふうになったのか、よくわかりませんが、旧給食センターの一部というか、かなりの部分を駐車場に使わせてほしいという要望があったから、所長のほうから先にお話があって、答弁もよく調べていないが、連発をされとるわけですが、私は実態をきちんとつかんだ上で議論をしたほうがいいと思うのです。

現在、手狭になっているというのが、学校だとかPTAの側からの要望としては、非常に強い要望があるようですから、ここで議論しているのですが。

実際の状態がどうなのかというのをつかんだ上で議論したほうがいいと思いますから、 おおよそ1時間たったから、委員長、いかがですか。ちょっと休憩をとれませんか。

○蔵下教育総務課長

駐車場の関係になりますので、こちらからお答えをさせていただきます。 先ほどの駐車場の件でございます。

まず、敷地内の正門前の部分、こちらに学校の先生がとめておられるのは、校長、それから教頭2人と生徒指導主任の4人がそこにとめておられます。あとは来賓用といった形でとめておられる状況です。

それから、委員御承知と思いますが、光天使幼稚園側の踏切の手前にも駐車場がございます。これも市有地、学校用地になりますが、こちらに大体、30台から35台ぐらいとめています。あわせまして、あと、とめられない部分については、光学校給食センターの跡地にとめているといった状況です。

○四浦委員

わかりました。

休憩前の議論が、あっち行ったりこっち行ったりしましたけども、明確なお答えをい ただきました。

いわゆる今後の課題なのですが、浅江小学校ともよく議論の上、やっぱり駐車場その ものが手狭になっているということから希望をかなえてやってほしいと思う。

それで、今、一つわからなかったのですが、「踏切の手前」というふうに言われましたが、踏切ではない。

○蔵下教育総務課長

済みません。訂正いたします。

「橋の手前」の駐車場です。

○四浦委員

JRの高架で車道が渡っておりますが、その学校側のほうに駐車場があるというふうなことでありましたが、三十数台というのはちょっと私が聞いた数とは大分多いように見受けたのですが、いずれにしても学校の強い希望があるようですから、改めて、次回でもお聞きするようになるかもわかりませんが、よくその希望を聞きながら、旧学校給食センターの跡地の利用、駐車場としての利用というものを配慮されるように希望して、この項は閉じたいと思います。

それから、もう1点だけ。

実は、その地域の方から、浅江中学校の生徒のジャージだとか体操服だとか通勤靴だとかというふうな……。通学靴です。などを扱う衣料品店が外されて、近いところだけに便がよかったと言うわけです。しかも、長いことやっておられるからということで、同情などもあるようでもありますが、一つのスポーツ店に集中するというふうになったようでありますが、まず、いきさつについて、お尋ねをしたいというふうに思います。

○石丸学校教育課長

浅江中学校の体操服の変更の件につきましては、学校のほうに確認しまして、平成25年に、しばらく変更していなかったということで、新しい商品も出ているということで 見直しを考えたということです。

選定委員会をつくりまして、価格でありますとか軽さ、耐久性、発汗性等の観点で選 定しまして、PTAの役員会とも相談の上、決定したということです。

平成26年度から、新1年生が新しいジャージになりました。2年生、3年生は従来のジャージを卒業まで使う。年次的に新しいジャージに移行するということでございました。

新しいジャージにつきましては、特に指定店を決めているわけではなくて、その商品 を置いているスポーツ店であれば、買えるというふうになっていると聞いております。

○四浦委員

指定店ではないが、そうすると、ほかのメーカーのものについては取り扱わないと。 こういうふうになったわけですか。

○石丸学校教育課長

今使っているジャージは、あるユニホーム会社が製造しているものというふうに聞いております。

○四浦委員

そうしますと、それは今までは制服などと同じように、複数のメーカーのものを入れていたが、いつの年度から、そういうふうに統一されて一つのメーカーに絞り込むとい

うふうになったのでしょうか。

○石丸学校教育課長

今、25年度の見直しを図る中で、このジャージがいいというふうに決まった。そのジャージは、あるユニホームをつくるメーカーのジャージであったということでございます。

○四浦委員

そうすると、長く学校にその種のユニホームだとか制服だとか、通学靴だとか、いわゆるそういうものを納めていた、納めていたというか、自由に買うことのできた衣料品店、長いのは50年を超えるそうですけども、おつき合いが。

そういうところについて、いわゆる学校サイドだけで決めて、その衣料品店等を入れた会議といいますか、意見のすり合わせといいますか、そういうものをやったというふうに聞いていますか。どうですか。

○石丸学校教育課長

今、委員御指摘のことについては把握しておりません。

○四浦委員

教育委員会事務局も一つの所管であります。学校も、もちろん光市の中でも重要な部分で、部署でもありますが、私は、まちづくりのためにこういうものを進めるときには。今の答弁は非常に意外でした。聞いておりませんというような話で、非常に冷たい。今まで、ともにまちづくりを進めてきた業者に対して、小さいから切ったということもないでしょうけど、配慮するというふうなことを求められると思います。

もう一度、その2つあるそうです、衣料品店は。衣料品店とも、よく意見を聞きながら、また意見をすり合わせながら、やっぱりそういう方が、光市は冷たいとか、教育委員会はどうかとかいうことのないようにしてほしいと思いますが、いかがですか。

○石丸学校教育課長

学校が、新しいユニホームというか、新しいジャージを決めるに当たって、メーカーのほうには「複数の地域の業者もあるから、学校は指定店にはしないので、いろんなところに、いろんな小売店が、それが仕入れることができるように」というふうなことをお願いしたということは聞いております。

○四浦委員

他人事のような答弁になっておりますが、聞いておりますとかいうふうな話になっておりますが、やっぱり市民の中にある行政への不信だとかいうことがあると、決していいことにはなりませんし。それから、私がこの話を聞いたのは、特別その衣料品店から直接聞いたわけではないです。一般の保護者、中学校の保護者から、地域にあって、私

どもの地域の、小さいけれども、衣料品店をひいきにしてきたのだけど、これはいかがかということで話があったわけですから。

もう一つ、そういう不信を招くことのないように、もう一度話し合ってみたらいかがですかというふうに提案をしているところでありますが、もうこれで終わりたいとは思いますが、さっきのような答弁じゃ終わることができませんので、改めてお尋ねします。

○石丸学校教育課長

学校が、制服等個人負担のものを、教材とかを決めるに当たっては、市教委としては、 負担をする保護者等の負担とか、どのぐらいの価格の物であるとか、それからどれぐら いの耐用年数があるかとか、そういったものを勘案して、きちんと保護者に説明できる ような形で決定するように一応指導をしているところでございます。

ですから、学校だけの判断ではなくて、PTAと相談しながら、きちんとそのあたりのことを、説明責任を果たせるような形で決めるようには指導しているところでございます。

○四浦委員

お聞きしていると、保護者もかんでいるのだから、それでいいじゃないかというふうに居直った答弁としか聞こえようがないから、私は百歩譲って、そうではあるが、地域の、長いこと、光市の経済やまちづくりやら、そういうものを支えてきたその2つの衣料品店、そこも交えてもう一度話し合ったほうがいいのではないですかと言っているのです。

さっきの答弁は、全然かみ合っておりませんが、それしか言いようがないですか。

○石丸学校教育課長

保護者が負担するものであり、学校が決定するものでありますから。ただ、今委員御指摘のように地域のいろんな状況を勘案しながら、ということも考えられるとは思いますけれども、やはりそういう学校と保護者で一応相談しながら決めていくということが大きな原則にはなるかと思いますが、そこに委員が御指摘のようなこともありまして、学校としても、そのあたりのことは配慮して、指定店ではなくて、どの小売店でも一応仕入れることができるというふうな形のお願いもしたというふうなところでございます。

○四浦委員

もう一つだけ。

改めてお尋ねしますが、学校の側としては、保護者と話し合いでということのようですが、ユニホームの柄だとか生地だとかいうものは、ジャージ、運動服、体育服というのですか、体操服というのですか、それは柄だとか生地だとかいうのは、一つのメーカーに統一したいという思惑があったのですか。

○石丸学校教育課長

今、そこまでの選定の経緯は、詳細には把握しておりません。

ただ、複数の物を見て、そしてその中から選んでいくというふうな形にしていると思います。

○四浦委員

なぜ、私がそれを聞くかというと、今までは、それで済んでいたのでしょう。衣料品店が入れるジャージ、それからスポーツ店が入れるジャージというものは、メーカーが違うわけですから、生地だとかデザインが違っていたのではないでしょうか。そこのところは、どう掌握しておりますか、過去は。

○石丸学校教育課長

25年度以前のジャージがどのような形で選定されて、どのような業者で扱っていたかという部分については、今の段階では把握しておりません。

○四浦委員

前にやりました浅江小学校の駐車場の跡地の問題も同じなのですが、なんで事前に通知をしているのに、しかも、問い合わせまでしておるのに。問い合わせを私は受けました。そういうこと、イロハのイのところだと思いますが、調べなかったわけですね。

○石丸学校教育課長

事前にお聞きした範囲で、今調べて、お答えしておりまして、私の調べた内容で不十分だったとしましたら、それはおわびいたします。

○四浦委員

せっかく議論をしたのですから。さっきも言いましたように、しこりを残しちゃいけませんから、確かに衣料品店は高齢化して、これから先ずっとこのまま続けていけるという状態ではないわけです。だからということで、扱いが雑になっても、冷たくなってもいけませんから、どうかお願いをしておきます。

その衣料品店にも出向くし、やっぱり御意見も、もう一度、一から聞いた上で、善後 策がとれるなら、防府にあるスポーツ店の卸、これはメーカー品らしいのですが、そこ がその衣料品店に入れて、どうしても生地やらデザインを統一したいなら、そういうや り方だってあったと思いますが、そうなっていないところに、私は危惧をするわけであ りますが、よろしくお願いをいたします。

○森重委員

1点だけ、お尋ねをいたします。

本会議でも触れさせていただきましたけれども、コミュニティ・スクールの導入促進 事業です。まち・ひと・しごと創生総合戦略の中の政策パッケージを手挙げしていただ きまして、今後これが進むわけですけども、どこまでお伺いできるかわかりませんが、 一連の流れと、それと予算的なことが、わかれば、お示しいただければというふうに思います。

○石丸学校教育課長

今、コミュニティ・スクールを推進するに当たって、これから地域創生との絡みの中で、いろんなことができる可能性があると考えております。

一つは、コミュニティ・スクールを推進する中で、今現行で各校区に7万円お配りしておりますけれども、例えば今後それに少し上乗せして、学校でいろんな人が、地域の人が、活動するような講座を開くとか、そういった部分にも、今後の方向性としては、予算をふやしていくというふうなこと、それから子供たちが地域に出かけていって、いろんな活動をするということ、そこに関しての補助といいますか、そういったものも今後は考えていくことが可能ではないかと考えております。

○森重委員

というか、今回の27年度の、一応補正予算かなんかで、創生塾の分、創生塾に関する ことの予算です。そちら。

○石丸学校教育課長

創生塾に関する予算、これは全部、国の地域活性化促進センターの予算ですので、こちらは持ち出しはございません。全てそちらのほうの予算で、この創生塾は動いてまいります。

○森重委員

それが幾らぐらいか、金額がお示しいただけるものはと、お聞きしたのですけど。

○石丸学校教育課長

まだ、これは、こちらがかかった費用に関して、向こうが負担するという形になって おりますので。光市分については、まだ明確な数字が出ておりませんので、今お答えす ることは難しいです。

○森重委員

それと、今後の一連の流れ。この間、教育長のほうからも、さわりをお聞きしておりますけれども、秋ぐらいですか、その辺の流れをさっと簡単にでも。

○石丸学校教育課長

活性化塾そのものは、11月の、今、11、12、13を予定しておりまして、中身は講師による講義でありますとか、それから学校の発表なんかを予定しておりますので、これから11月に向けて、そういう学校の発表の準備をして、3カ月前には、全国に一応応募をかけるというふうになっております。3カ月前に応募をかけて全国からこの活性化塾へ

の応募があるということでございます。

今、定員は40から50ぐらいを想定しております。11月に実施するということで、一応 それが流れでございます。

○森重委員

ある意味、こういう、やはり手を挙げられて、いち早くいろんなものを学んでいくわけですけれども、そうはいっても、こういうことをすると、やはりエネルギーを使うわけです、やはり現場としては。大変なことなのですけども、光市の場合は、全校コミュニティ・スクールの指定校になっていますし、またそういうことを踏まえて、いろいろなところでやはりレベルアップしていき、また質問を、そういうことに触れることによって、かなり高度なものに上がってくるというふうにも思いますので、これは大変御苦労があると思いますけれども、しっかり、今年大きないろいろスケジュールも組みながらということで、大変な作業になりますけれども、ぜひよろしくお願いしたいと思うのですが。

これは、やはり地方版総合戦略の中の、一つの地方への新しい人の流れをつくるという部分の中のパッケージだと思うのです。それを、企画のほうでは、今回地方版総合戦略として作成をしていきますけども、そのあたりの連携といいますか、そのあたりをどういうふうになっているのか、素朴な質問なのですけども、企画のほうは企画のほうで、これは早めに上がってきますので、中間報告、年内には、もうそれを仕上げるということで。その中で、教育所管のこの取り組み、コミュニティ・スクール促進事業の取り組みというのは、どのような形の中に組み込まれていて、具体的にあるのですか。

○石丸学校教育課長

現在、各課が大きな総合戦略のもとに基づきまして、それぞれ事業を出しております。 今、申し上げたコミュニティ・スクールにつきましても、今、冒頭にお答えしました学校の中に人が集まる、あるいは学校から地域に出かけていくというふうなこと、それからあるいはそういったものの参考になるようなテキストといいますか、そういった資料といいますか、そういったものを作成するような事業を教育委員会としては位置づけていきたいと考えております。

○森重委員

わかりました。先進的なお取り組みですけども、ぜひぜひよろしくお願いをいたします。

○林委員

先ほども出ておりましたのですけど、浅江と大和旧給食センターの跡地利用の促進についてですけど、どのような状況であるか、お伺いしたいと思います。

○呉橋学校給食センター所長

旧大和・光両給食センターの跡地活用についてなのですが、基本的には両センターと もに、跡地は売却したいということを3月議会でも説明をさせていただきましたが、こ の方針に変わりはないということでございます。

そして、現在の進捗状況ですが、大和センターにおきましては、現在解体設計を行っております。これが、近々出来上がる予定になっております。この解体設計を受けまして、解体の入札ということに入ろうかと思いますが、解体スケジュールにつきましては、学校のほうとよく詳細を詰めていく必要があろうと思いますので、今、いつごろから解体を始めるということは申し上げられませんが、今年度中には解体を終える予定にはしております。

そして、光センターの跡地につきましては、現在その売却方法とか手法、その道筋について研究しておるという段階ですので、現時点で大変申しわけないですが、いつごろまでに何をするというスケジュールはお示しできないことを御了解ください。

○林委員

わかりました。

解体、入札。解体といっても、児童とかが長期休みのときとか、そういうときを利用されるのも、ひとつ有効かなと思ったり、これは私の勝手でございますが。その後、解体から入札、そして、そのスケジュールになるのですけれど、その後で売却という、公募とかになるわけですね、大和地区のほうは。

○呉橋学校給食センター所長

ただいま、委員おっしゃったようなことになろうかと思います。

○林委員

わかりました。

それから、今の学校給食センターのことでちょっとお伺いします。

先般、浅江小学校で地域の方が給食を味わう会を参加したところ、児童が勉強しているところまで案内していただいて、感激したという声が届いております。

市民を対象に給食会が実施されるっていうことは、給食センターで行う場合と各学校で行われるケースと二通りがあると思うのですけれど、どのようなお考えか、お伺いいたします。

○呉橋学校給食センター所長

ただいま、給食の試食について、学校でやる場合とセンターでやる場合、どういうふうにすみ分けをしているのかという御質問だったかと思うのですが、まず学校で行う試食会ですが、これは学校が主催の行事、そしてセンターで行う試食会はセンターの主催と理解していただいたらと思います。我々がなぜ学校主催の試食会に協力するかといいますと、学校行事には、できるだけ協力したい、さらには保護者の方、地域の方にも給食について理解を深めていただきたいということで、積極的に学校行事における給食の

試食について協力をさせていただいておるというところです。

そして、センターで行う試食会につきましては、センターの主催で市民の方々に給食についての理解、また食についての関心を高めていただこうということで行っております。

○林委員

ありがとうございました。

私どもも以前東荷小学校でいただいたこともございますが、とてもよい企画だと思いますので、もっとPRをしながら、両方、どちらも進めていただきたいと思います。

そして、1点ほど、これは学校の安全管理という観点から、以前各小中学校への防犯カメラの設置に関してお伺いし、また金額等もお示しいただきましたが、これは要望でございますが、1機が結構高かったように私も記憶しておりますが、防犯カメラや人が通るセンサー、ライト等々がつくセンサー等は、いろんな面で抑止力になると考えますので、費用がかかると思いますけれど、安全・安心のまちづくりのためにも、お力を入れていただきたいと、これは要望でございますので、よろしくお願いいたします。

○四浦委員

給食センター所長の答弁を聞いていたら、ちょっと不安になりましたので、先ほどの 話をもう一度させていただきます。

光学校給食センター、旧のものです。これの跡地についての扱いですが、さっきは民間への、多分建物も含めてということでしょうが、売却をするということなのですが、 それしか答えられなかった。先ほど議論をした学校も、それからコミュニティ・スクールが非常な勢いで進んでいるのですが、コミュニティ・スクールの関係者などにも、非常に強い要望が、駐車場が手狭だということから、旧光学校給食センターの跡地を利用させてほしいということは、今扱いをされている光学校給食センターのほうでは、そのことは伝わってないのですか。

○呉橋学校給食センター所長

連合自治会等から要望が出ていることは、承知はしております。承知はしておりますが、現在まだ売却方法やその手法、その道筋について検討しているということですので、それがある程度決定した後に、そのあたりについては検討をしていこうかと考えております。

○四浦委員

学校サイド、浅江小学校です。そちらのほうからも強い要望が出ていると思いますが、 それは伝わっていないのですか。

○呉橋学校給食センター所長

PTAからは、要望がありました。

○四浦委員

先ほどの答弁の中には、それは欠落していたから、少し安心をしましたが、改めて学校サイド、それからコミュニティ・スクールの関係者等とも意見を交えながら、駐車場の手狭なところを旧センター跡地を活用するという点は、検討するということでよろしいですね。

○呉橋学校給食センター所長

これは、繰り返しになりますが、今、基本的には売却の方針は変わってないのですが、 現在売却の方法や手法、その道筋について研究をしておるというところで、それがある 程度決まった時点で、そういうことについての対応をできるかできないかを検討してい きたいと考えています。

○四浦委員

それは、まずいでしょう。今の話を聞くと、聞くか聞かんかもわからんような話で、 ちょっと教育委員会事務局にとっては政策的な課題でありますから、教育部長はいかが お考えでございましょうか。

○武居教育部長

ただいまセンターの所長が申しましたとおり、今は売却の方法とか、そういったもろもろのことを十分検討している最中でございます。

学校等PTAからそういった要望が出ているということは、十分承知をしておりますので、その辺は真摯に対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○四浦委員

終わります。

○大田委員

以前から出ていたと思うのですが、束荷幼稚園が、今、すごい古くなっているのです。 そこで、人数が存続問題も出ているのです。そこで、学校施設を対応させてもらえませ んかというのが出ているのです。そこのところの対応はどのようにされているのか、経 過をお知らせ願いたいと思うのですが。

○蔵下教育総務課長

東荷幼稚園園舎老朽化に伴って、東荷小学校の空き教室を借りたい旨の相談がありました。小学校という教育行政財産を貸しつけること、それから園舎や運動場の面積の基準、設備等の幼稚園設置基準など、整理する課題があることを、そのときに東荷幼稚園にも説明しております。

また、幼稚園の所管が福祉所管でありますし、届け出などが山口県との関係もありま

すことから、現在整理途上でありまして、現段階で空き教室を貸しつけることも含めて、 意思形成過程であり、具体的な対応等をこの場でお答えしかねますので、御了承いただ きたいと思います。

○大田委員

今後とも、前向きに検討してください。

2 政策企画部関係

- (1) 付託事件審査
- ①議案45号 平成27年度光市一般会計補正予算(第1号)〔政策企画部所管分〕

説 明:森重財政課長 ~別紙

質 疑:なし

討 論:なし

採 決:全会一致「可決すべきもの」

(2) その他

※報告事項

①(仮称)光市人口ビジョン及び(仮称)光市総合戦略について

説 明:岡村企画調整課長 ~別紙

質 疑:なし

(2) その他(所管事務調査)

質 疑

○笹井委員

では、大きく3項目ほどお聞きしたいと思います。

まず、1項目めですが、今年度予算で企画のほうで、光市のプロモーションビデオを 作成されるということで予算承認されていますので進展があるかと思いますが、その進 捗状況、特に業者の選定についてお聞かせください。

○岡村企画調整課長

プロモーションビデオについてのお尋ねでございます。

3月の委員会でも御説明をさせていただいたのですけれども、プロモーションビデオ の作成に当たりましては、公募型のプロポーザル方式によって、委託業者を選定するこ とといたしました。

進捗状況でございますが、5月21日に要項と仕様書の公告を行いまして、その後、参加表明の期限までに6社から応募がありました。資格審査の結果、要件を満たした5社によるプレゼンテーションを去る6月23日に実施をいたしました。その審査の結果、その中からKビジョン株式会社を優先交渉権者ということで決定をいたしまして、その旨を現在各社に通知を送付したところでございます。現在、そういった状況でございます。

○笹井委員

はい、わかりました。大変具体的によくわかる説明、ありがとうございます。

では、また項目を変えます。フォトライブラリーとかパノラマビュー、これを3月の 予算や補正予算で上がってきておったと思います。こっちのほうの進捗状況を教えてく ださい。

○坂本広報統計課長

フォトライブラリーにつきましては、市の保有する写真を掲載するということで、現 在、課内で写真素材の整理や構成などについて協議検討中でございます。

パノラマビューにつきましては、業務委託で作成するということで、6月11日、一般 競争入札の公告を行いまして、明日6月30日ですが、入札により委託業者を決定し、そ の後、作成業務を進めていく予定でございます。

○笹井委員

はい、わかりました。このフォトライブラリーやパノラマビューについては、もう今、 進行中であるということはわかりましたが、市民に公開するときには、利用の手続など も含めて公開というか共用というかすることになるかと思います。その利用の手続につ いてどのようなことを考えておられるか、また利用に当たって、これはいい、これは悪 いというような制限があるのでしょうか。

○坂本広報統計課長

市民の皆様への利用手続、利用制限についてでございますが、現在、他市の事例等も参考にしながら、引き続き検討をしているところでございます。利用に際しましては、著作権の関係もありますことから、業務委託で作成するパノラマビューにつきましては、仕様書において受託者から光市への著作物に関する全ての著作権を譲渡することなどの条件整備はしたところですが、2次利用につきましては、そのまま使用できるものかどうか、著作権の問題だけでなく素材ごとに個々に判断して検討していく必要があるものと考えております。

他市の事例で申し上げますと、利用手続につきましては、利用規約に同意したことをもって利用できるなど、公開している情報でありますことから特に申請手続がないものの、利用制限につきましては、利用規約により政治活動、宗教活動に関するもの、公序良俗に反するもの、イメージダウンにつながるようなものなど一定の制限がある状況であり、光市のPRにつながるものであれば広く使用を認めるものとしたいと考えておりますが、これらも参考に関係部署との協議も重ね、対応を図ってまいりたいと考えております。

○笹井委員

はい、わかりました。今の回答にあったパノラマビューの著作権は、もう全部市にい

ただくというのは大変すばらしいことだと思います。

後は、市民の利用については、とにかくできるだけ多くの人が、市内外を含めて割と 自由に気楽に利用できるような形というのが、やはりこの事業の成功の秘訣かなと思い ますし、今のお話ですと、少なくとも一件一件、利用申請とか利用登録はするような方 向にはなっていないことはいいことだと思います。

あとは、利用規約による規定で、確かに公序良俗、政治、あと、そういう光市の品位をおとしめるもの、そこら辺を誰がどう判断するのかは難しいところもありますが、できるだけ他市の事例を参考の上に、利用しやすく簡単に利用できるような方法を定めて提供してほしいと思います。

それから、次にまいります。公共施設マネジメントについては、昨年白書ができまして、今年度概要版をつくるということを聞いておりますが、公共施設マネジメントの進捗状況についても教えてください。

○松村行政改革·情報推進課長

本市の公共施設マネジメントを進める上での指針となります公共施設の適正配置等に 関する方針、仮称でございますが、これにつきましては、平成28年度中を目途に作成作 業を進めているところでございます。

進捗の状況についてでございますが、公共施設いわゆる箱物の施設データとなります公共施設白書を平成26年7月に策定後、国から策定の要請がありました公共施設等総合管理計画との関係もございますことから、国や他市等の状況を注視しながら、公共施設の適正配置に係る方針の対象とする施設や内容について検討をしているところでございます。

また、方針策定の基礎資料とするため、本年秋口を目途に公共施設に関する市民アンケート、内容は検討中でございますが、こちらを実施する予定としており、行政改革市民会議等による市民意見を十分に反映した上で進めたいと考えておりますが、施設を利用されている市民の皆様にも影響があるものでございますので、慎重に方針の策定を進めてまいりたいと考えております。

一方、白書や公共施設マネジメントの必要性をさらに周知するため、現在、委員からも御紹介のありましたようにリーフレットの作成に着手しており、8月には市内全戸全世帯に配付するとともに、このリーフレットをもとに各種団体の役員会等に声がけをするなど積極的に出前講座を開催し、公共施設マネジメントの必要性の周知に努めることとしております。

○笹井委員

はい、わかりました。公共施設マネジメントについて、白書をつくるとか、あるいはマネジメントに取り組むというのは、光市を含め随分多くの自治体で理解が進んできて、国の後押しもあって進んできたかと思います。ただ、実際にその白書をつくって計画をつくってどう進めるのかの部分については、実際に先進事例なんかも、ここは先行してやっておるというところが、なかなか私も探しきれていないのですけれども、実際計画

をつくったら、次は実行の段階にいずれ入っていくかと思いますので、その辺は私ども もよく勉強していきたいと思います。

これは最後ですけど、光市でイメージキャラクターとか、ゆるキャラとかいうのも、 あちこちの部局でつくっておられます。企画は、そうは言っても市全体の統括ですので お聞きするんですけど、光市がつくったキャラクターというのは何体いるのでしょうか。 把握されていますでしょうか。

○岡村企画調整課長

光市がつくったキャラクターでございますが、一例を申し上げますと、おっぱい都市宣言のイメージキャラクターで「きゅっと」、それから食育推進のイメージキャラクターですと「ラビィート」、それから光市地域自立支援協議会のイメージキャラクター「はあとくん」というのもございますし、あと、コミュニティ・スクールの関係で各中学校、浅江中であったり、島田中であったり、光井小中学校であったり、大和中であったり、つくられておりますし、あと、環境事業課でごみの分別推進キャラクター「(ゴミブクロウ)」、こういったものもございます。地区消防でいうと「ひかるくん」とかいうのもあるんですけれども、こういうふうに周年記念とかいろんな事業推進を目的にいろいろつくってはいるのですけれども、正確な数自体は申しわけございませんが把握をしておりません。

○笹井委員

作ったところが、例えば商工会議所が「ひかりん」とかを作ったり、浅江商店会が「ひかるちゃん」とか作っていまして、これは市じゃないから、そこまで含めたら把握できない、そこまで把握というのは、これは市の行政ができないのはわかりますが、少なくとも一部事務組合とか、そういう市が事務局を持っている団体の作ったところは、私は、全部把握は、今回質問も事前に打ち合わせもしているわけですから、そこらは何体と言ってほしかったなと思います。

その上で、今そのキャラクターの粗悪乱造とか、つくり過ぎとかで、大阪府などでは、もうそういうのをなくすあるいは絞り込むというようなこともあるようでございます。 光に関しても、まず私が今聞いても初めて知ったというのが確かにありますので、私もそういうところが問題がないかどうか、私も勉強していきたいと思いますし、済いませんが次の委員会には何体ありますと答えるように、市としても把握しておいていただきたいと思います。

○四浦委員

前回の3月議会、委員会の質問と継続するという形で、電算改修委託について、今日は簡潔にお尋ねをいたします。

一つは、まず、平成26年度の決算はまだ出ておりませんが、おおよそ概算的にもこの 委託料の今扱っているのは課が変わりましたか、行政改革・情報推進課に移りましたと いうか、そこで扱うようになりましたが、集計が出ていれば、どの程度になっているか 総額でよろしゅうありますがお答えいただければと思います。

○松村行政改革·情報推進課長

調達評価のコンサルにかけた委託料の件数ということで御紹介をさせていただきます。 平成26年度、まだ決算前でございますけれども、件数が12件、金額のほうが100万円単位で丸めさせていただきますけれども、1億5,800万円が当初見積もり、これに対しまして削減額が2,100万円、減額率が13.5%、以上のようになっております。

○四浦委員

引き続きまして、たしかという話をしたら申しわけないのですが、システムエンジニアの単価、これが減額をされたと記憶しておりますが、幾らから幾らに下がったか、それはいつからかというのをお尋ねします。

○松村行政改革·情報推進課長

SEの単価についてのお問い合わせでございます。減額になったのが平成25年度末であったと思います。金額は6万2,500円から5万円でございます。

○四浦委員

コンサルに精査をしておりましたが、これは今まで同様、現時点ではいかがですか、 変わりはないのですか、コンサルの行き先などについてはいかがですか。

○松村行政改革•情報推進課長

これまで、調達評価の業務につきましては、本市も出資いたしておりました、第三セクターで公共性が高く、システム導入に際して公平な立場から精査が可能であるということから、山口県ソフトウェアセンターと随意契約により業務を委託していたところでございますが、ソフトウェアセンター解散に伴いまして、他の事業者に委託することとなりました。この場合、随意契約に適しているとの判断は困難でありましたことから、入札による業者選定を行い、周南市の会社と契約をいたしております。

○四浦委員

せっかく入札だということですから、その応札をしたというか、それは何社で、周南 市の会社というかそれは具体的な名称も教えていただいてもしかるべきかと思いますが、 いかがですか。

○松村行政改革•情報推進課長

応札に参加されたのが2社で、契約をいたしましたのが周南市のIT・経営コンサルティング事務所という会社でございます。

○四浦委員

それでは、前回の議会でちょっと宿題になっていたことについて、改めてお尋ねをいたします。実は、この問題は一つ確認しておきたいと思いますが、電算改修委託については、これはもう競争原理は働いておりませんで、随意契約で日立ということになっておりますが、これは、周南3市、周南、下松、そして光市が同じ扱いになっていると思いましたが、山口県下でほかの市はどういうふうな扱いになっているか調べたことはありますか。

○松村行政改革•情報推進課長

申しわけありません、県内の他市の契約状況について、全てを調べたことはございません。

○四浦委員

同じ日立というところは、ほかの市ではありませんか、あるいはわかりませんか。

○松村行政改革·情報推進課長

申し訳ありません。今、手元に資料がございません。

○四浦委員

これは非常に不可解なお答えをいただきました。といいますのは、以前からこれは問題にしていて、一定の随意契約で、しかも委託先が同じだというふうなことから、基本ソフトの問題も含めて、委託先から見れば、いわゆるその扱う企業数が多ければ多いほど割り増しの利潤が得られるというふうな仕組みになっているかと思いますので、御存じないというのは、こういうことすら調べていないというのは極めて怠慢であるというふうに思いますが、では、もう一つお尋ねしますが、3月の議会で、同じ基本ソフトになっている周南3市について、これは委託先は、しかも随意契約で特定の企業だということになりますかということについてお尋ねしましたところ、他市のことにつきましては承知していないところでございますがと、こういうふうなお答えがありました。これは極めて不可解なのです。いや、昨日今日やり始めたらそういう答弁もあるかもわかりませんが、ずっと継続してやっているわけですから、お隣の類似の自治体、随意契約でしかも委託先も同じというふうなところについて、基本ソフトが同じかどうか、これすら承知していないというのは到底考えられない。その後3カ月たちますが、同じ答弁になりますか。

○松村行政改革·情報推進課長

メーカーは同じであったりする可能性はありますけれども、導入しているソフトについては、それぞれのメーカーにおいて作成した年度等によって内容が異なりますので、同じようなものかどうかというものについては、こちらで判断することは不可能ということでございます。

○四浦委員

お隣とそのお隣の近いところにあるところですが、足を運んだってそんなに世話はない距離だと思うのですが、じゃ、周南市や下松市に出向いて、あるいは電話ででもいいと思いますが、おたくはどういう事情でしょうかと、実は近いところで同じような形態の基本ソフトであるならば、それは大いに減額してもらいたいと光市は考えているが、おたくの御意向はいかがですかと、こういう問いかけもしていないということですね。

○松村行政改革·情報推進課長

制度改正によりますシステムの改修等、同様の改修が必要な場合というものにつきましては、これまで同様に、工数や見積書の内容などについて情報交換はいたしておりますけれども、今、委員がおっしゃられたような確認ということは行っておりません。

○四浦委員

ああ、行っておりません、ああ、そうですか、それじゃ次に移りますというわけにはいきませんいね。これからはどうしますか。

○松村行政改革·情報推進課長

システムの改修に当たりまして、国の制度改正等による場合など、大手の事業者においては基本的な部分につきましては、改修用のパッケージというようなことを準備する事例が多く、システムの基本的な部分は場合によってはこのパッケージを適用することで対応されております。

一方、各自治体におきましては、システムの導入時にそれぞれの自治体の実情に合わせた独自仕様、様式の変更でありますとか独自処理の追加それから登録データや帳票の追加、こういったいわゆるカスタマイズを施しております。こういったことにつきましては個別の対応がそれぞれ必要になってまいります。改修する業務と関連したシステムとのデータの連携が必要となるようなシステムの洗い出しであったり、連携先のシステムとの調整の対応など、単にパッケージを適用することとは別に、各自治体の実態に応じた作業が必要であり、その内容につきましては自治体ごとに異なるため、統一的な処理内容というようなことにはならないものでございます。

市販のソフトウェアでありますウィンドウズOSであったりとか、ワードであったりエクセルであったり、こういったものの場合には、基本ソフトウェアに全くカスタマイズが施されていない状況で個人のパソコンの中に入っておりますことから、ソフトウェア作成業者が作成した内容に仕様を合わせて改修プログラムを作成し、一斉にインターネット経由で容易にアップデートが可能でございますが、こうした状況とはそれぞれが導入しているシステムというのは異なる状況にございます。

このように、現状のシステムにおきまして、システムで処理する制度が同じでありましても、その制度改正に伴う改修につきまして、改正対応の作業内容であったり、各自治体のシステム、カスタマイズや関連システムの導入状況に応じて異なっているということについては御承知いただきたいと思いますし、こうした状況を踏まえますと、前の

委員会でおっしゃられていたように、同じまないたの上に乗せて一緒に協議をするというような状況での対応というのは非常に難しいのではないかと考えております。

○四浦委員

いろいろ言われましたが、たしか私の記憶では、この200万円以上の電算委託について、多くが国の制度改定によるものだというふうに記憶をしておりますが、では聞きます。前年度、26年度は、先ほどの最初の御答弁では12件、1億5,000万円で削減額もあったという答弁をいただきましたが、じゃ、12件のうち国の制度改定によるシステム改修というのは何件になりますか。

○松村行政改革・情報推進課長 9件でございます。

○四浦委員

12件中9件ですから、もう多数じゃないですか。そういうものについて精査をしたらどうかというのは、先ほどの答弁ではそうでない話をえらい重きを置いてお答えをいただきましたが、けしからん話だと思います。

それで、次にちょっと移りますが、話がそれますが参考までに私が述べるだけですので、地方紙によると、光、下松、周南市が連携をして周南広域観光協が発足をしたということで、市川市長を初め写真入りで大きく報道されておりました。これは当たり前のことであります。なぜこれだけ議論を積み上げてきているのに周南3市で最低連携プレーができない、そこのところの根源問題ですが、お尋ねします。

○松村行政改革•情報推進課長

先ほど私のほうがお答えさせていただいた内容について、ちょっと誤解があるような ので、そこの補足も合わせてさせていただきたいと思います。

国の制度改正に伴う内容でございましても、それぞれの自治体がその改正内容に伴うデータの内容であったりとか、それに伴って出力する帳票でありましたりとか、そういったものに手を加えておりますので、国の制度改正に伴う改修であっても、それぞれの自治体で業者さんのほうにやってもらう内容が、パッケージを充てるだけじゃない、それ以外の部分もあるので、そういったものも含めて協議をするというのは困難というような意味合いで申し上げさせていただきました。

3市の連携ということにつきましては、今回の補正予算でも計上しておりますように、 共同化に向けた取り組みということで、少しではございますけれども、3市以外の団体 も含めて踏み出しをさせていただいているところでございます。

○四浦委員

これまでも、他市あるいは他市の共同体的な調査のために視察に行ったとかいうふうなこともありましたから、踏み出したということは、まことに不思議な話じゃないと思

うのです。

それでは、角度をもう一歩前に進めて、自治体クラウドについてお尋ねします。別に、この問題は近いところだけでその連携プレーをするということにとどまらず、前回の議会かその前の議会かよく覚えておりませんが、それと重なる部分もありますが、今、自治体クラウドという形で、県境を越えて市がこの問題で連携プレーをとり、大きく予算の削減を進めているという傾向が見られますが、全国的には割合としてはどれぐらいのところでやられていますか。なお、その中で代表的な例でこういうふうに削減が進んでおりますというふうな事例などがあれば、調査した範囲でお答えをいただければと思います。

○松村行政改革·情報推進課長

申し訳ありません、県境を越えた連携ということでございますけれども、今、手元に そういった資料を持ってきておりませんので、全国的な状況というものについては、お 答え申し上げられません。

それと、具体的な成果というようなお話であったかと思います。基本的には費用の削減、ここがそれぞれのところでやはり一番大きな成果であったのではないかと考えております。

○四浦委員

今までも調べてきたという話もあったし、自治体クラウドを今日初めて取り上げるわけでないから、私は具体的な答弁を期待しておったのですが、お答えができないということですから、私のほうから触れてみたいと思います。

大和郡山市とそれから和歌山県の橋本市ですか、これは自治体クラウドなのですが、これが電算システム共同化に関する協定書を調印しておりますが、動き始めたばかりなんですけども、これから先の6年間の予定で最大約20億円の経費削減効果を見込んでいると、データセンターは大阪府内の企業にあるというふうなことが紹介をされておりまして、橋本市が6万6,000の人口ですから、この光市とそう大差がないように思います。こういうものを私は、次回改めて、ちょうど決算でもありますので調べられて、目標をきちんと持つというふうなことを期待して、一応閉じたいと思います。

- 3 市民部関係分
 - (1) 付託事件審査
 - ①議案第 52号 光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する 条例

説 明:田村市民課長 ~別紙

質 疑:なし

討 論:なし

採 決:全会一致「可決すべきもの」

②議案第 45号 平成27年度光市一般会計補正予算(第1号) [市民部所管分]

説 明:縄田地域づくり推進課長 ~別紙

質 疑:なし

討 論:なし

採 決:全会一致「可決すべきもの」

③議案第 46号 平成27年度光市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

説 明:田村市民課長 ~別紙

質 疑:なし

討 論:なし

採決:全会一致「可決すべきもの」

④議案第 48号 平成27年度光市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)

説 明:田村市民課長 ~別紙

質 疑:なし

討 論:なし

採 決:全会一致「可決すべきもの」

(2) その他

※報告事項

①光市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)について(報告)

説 明:田村市民課長 ~別紙

質疑

○笹井委員

13ページに柔道整復の適正受診訪問がありまして、実態をわかる範囲でお聞きしたいんですけれども、今までこれ、受診の指導はされてなかったから今後やるよということで、これは私はいいことだと思うのですが、その背景としては、柔道整復の医療費の利用者とか医療費の額は増加しているという傾向はあるわけでしょうか。

○田村市民課長

そこまではわからないのですけど、柔道整復の適正受診訪問については、今まで手をつけていなかった分野なんで、受診の適正化を図る観点から、計画のほうに計上しております。

○笹井委員

わかりました。今まで手がついてなかったということ自体、私も、済いません、今の説明で初めて、ああそうなのだと認識を新たにしたところです。全国的に見ると柔道整復については、いろいろ不正に問題があったような事件も他県ではあったわけでございまして、その辺も含めて、きちっとここに目をつけてやっていかれるのはいいことだと思いますが、市内には柔道整復の取り扱い事業所というのはどれぐらいあるかというのがわかりますでしょうか。

○田村市民課長

申しわけございません。把握しておりません。

○笹井委員

わかりました。私もこれを見て突然質問したので、申しわけないなとは思っておりますが、ここは今までやってないところをこれからやるということでございますので、訪問のほうお願いします。これも審査のほうは今まで国保の流れの中で、審査のほうはきちっとやられて、医療費だと国保連合会とか支払基金とかあります。柔道整復についてもそういう審査って、現状の審査体制というのはどうなっていますか。

○田村市民課長

国保連のほうで審査いたしております。

○笹井委員

わかりました。まだこういう訪問指導、初めてやる分野ですから、やればいろいろ出てくると思いますし、こういうとこもきちっとやっていただきたいと思います。取り組み自体は大いに評価したいと思います。終わります。

(2) その他(所管事務調査)

質 疑

○田中委員

地域づくりのほうでお聞きしたいと思うのですが、今、コミュニティプランの作成についてそれぞれの地域に入って、地域担当職員も行っていると思いますが、その進捗状況についてお聞かせください。

○縄田地域づくり推進課長

コミュニティプランの策定の進捗状況ということでございますが、まず、コミュニティプランは効果的、効率的に地域づくりを進めていくために、それぞれの地域が策定するものでありますことから、策定に当たっては、地域住民同士が十分に意見交換を行い、地域の合意形成による策定が重要であります。

そのことから、まずは、4月から5月にかけまして地域担当職員が担当地域の役員等を中心にコミュニティプランの必要性や策定方法等についての協議や説明会等を実施しております。

その後、ほとんどの地域においてはコミュニティプラン策定のための実行委員会等が立ち上げられておりまして、現在はその実行委員会の中でコミュニティプラン策定に向けワークショップの開催方法や、アンケート調査の実施方法等について協議や準備が行われております。

○田中委員

ありがとうございます。地域それぞれ状況も違って、それに対応して地域担当職員が入って進めていくっていうことで行かれていると思うのですが、これ所管が違うのですが、社協のほうでふれまちトークっていうものを地域のほうで開催されているところがあって、そのあたりで、地域のほうで混乱というか、コミュニティプランとふれまちトークというところで混乱があったと思うのですが、そのあたりの整理と今後についてどう捉えられているのかお聞かせいただければと思います。

○縄田地域づくり推進課長

ふれまちトークの件でありますけど、昨年度から2年の計画で実施されておりますふれまちトークと、今年度各地域でコミュニティプラン策定に向けて開催するワークショップは、所管が光市社会福祉協議会と地域づくり推進課で別々ではありますが、共に地域の現状や課題把握等を目的に開催するものであります。

そういったことから、地域住民の負担を軽減するという観点から、今年度ふれまちトークが実施される地域については、事前に社会福祉協議会、地域づくり推進課、それから地域住民の三者が十分に協議を行い、連携してワークショップを開催することとしております。

なお、昨年度ふれまちトークが実施された地域については、既に地域の課題等が抽出 されておりますことから、可能な限りその結果をコミュニティプランに反映させたいと 考えております。

○田中委員

了解しました。連携して取り組んでいくということで理解をしました。ほんと地域担当職員の方もすごく地域に入っていかれて忙しい中、地域をまとめるというか、同じ方向に向けていくために努力されているということをお聞きしていますので、今後も最前線としてしっかり行っていっていただけたらと思います。

また、地域の中でいろいろな御意見をお聞きするということで、ここは市民部なのですけど、市民部だけではおさまらないようないろいろな御意見、御要望もお聞きすると思うので、そのあたりは、また市全体のことになるとは思うのですけど、しっかり連携しながらまちづくり、地域づくりっていうものを進めていっていただければと思います。それともう1点、地域づくり支援センターのほうに今回生涯学習センターの統合っていうことで、窓口が若干変わったかと思うのですけど、その後の利用者の声というか、どのような状況かということをお聞かせいただければと思います。

○縄田地域づくり推進課長

地域づくり支援センターと生涯学習センターの統合ということでありますけど、地域づくり支援センターに、今年度から生涯学習センターが統合されまして、地域づくり支援センターで生涯学習の事業も行っておりますけど、現在、次年度の生涯学習関連事業の見直しや、これから取りかかる第3期光市生涯学習推進プランの策定等に向けまして、昨年度まで教育委員会で実施しておりました生涯学習センターの業務、生涯学習活動業務でありますけど、これの検証をしております。

それと、さまざまな生涯学習関連情報等の収集も行っておりますし、市民活動団体、 光市市民活動ネットワーク等でありますけど、これらとの情報共有、連携強化に現在は 努めております。

○田中委員

わかりました。以前、市民の方からの声なのですが、以前地域づくりのほうの窓口であったところに生涯学習センターの方が入られて、なかなか相談に行くのにわかりづら

くて、混乱してしまった状況というものがあると思いますので、このあたり、奥の部屋に地域づくり支援センターの職員の方たちが入ってらっしゃると思うのですが、市民の方たちが相談しやすいような環境づくりというか雰囲気づくりも行って、奥に相談窓口がありますっていうこともお知らせいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それと、もう1点続けて、市内の横断歩道についてお尋ねしたいと思うのですが、安全対策について通学路点検のほうとかでもいろいろと取り組みをされていると思うのですが、今、他市、下松市とか周南市とかも見ますと、国道とかを見ましても、横断歩道に緑色の色をつけてわかりやすい表示をして交通安全対策を行っているような気がするのですが、これ光市での取り組みとしてはどのように捉えられているのかお聞かせください。

○藤本生活安全課長

他市の状況で、横断歩道に緑の色を塗っているのは、下松市の一部の横断歩道であります。光市では、基本的には、交通安全対策特別交付金を財源として、交通安全施設の維持管理を生活安全課で行っています。市道においては、路側線とか白線なども、薄くなったところを、この交付金を利用しながら修繕しています。緑色の横断歩道の設置については、将来的に緑色のカラーの舗装の財源が確保され、また、必要性、効果があるということであれば、今後考えていきたいとは思っております。

○田中委員

必要性とか効果っていう部分がよくわかれば加速するとは思うのですが、やっぱり新年度が始まって、特に小学生のお子さんを持たれている保護者の方から、通学路のよく安全のことの御相談をいただくのですが、やっぱり横断歩道とか、危ないっていうお話も聞く中で、一般の方にとっては通学路がどこかっていうところもわからないっていうこともありまして、ぜひ、通学路になるとちょっと変わってくるのかもしれませんが、通学路に関しては、そういった緑色のカラー舗装をして、ここは通学路なのだよっていう表示もしながら、子供たちの安全を守っていくような活動につなげていっていただけたらと思いますので、これは要望になるかもしれませんが、教育委員会のほうとも協議しながら、しっかりした対応をしていただけるようにお願いいたします。

○笹井委員

では、本会議でも自転車について質問しましたが、幾つか残したところがありますので、質問していきたいと思います。

本会議の答弁で、自転車は軽車両であり、基本的に道路を走るものであるという道路 交通法の定義はお聞きしました。ただ、光市について見ますと、国道とか県道の一部は そうはいっても歩道を走っているとこもあるわけですが、この辺の歩道を走るべき場所、 あるいは車道を走るべき場所という、この整理についてどうなっているのでしょうか。

○藤本生活安全課長

これは、道路管理者もしくは警察署のほうで、山口県公安委員会に申請し、決定をします。188号線について申し上げると、2006年の3月15日に決定されております。

○笹井委員

わかりました。それの決定はわかりますけど、それはわかるように表示とか掲示はき ちんとされていますか。

○藤本生活安全課長

自転車と歩行者の通行可のいわゆる標識は、警察が設置しております。

○笹井委員

私もそうかなと思って見て、確かに国道であれば江ノ浦の歩道ができる辺にたしかあったかな。ただずっと室積、光井はない。あるいは、主要県道何か見ていると島田、中島田のあたりの拡張整備はされたところの橋ぐらいまではあるけれども、途中にはないのかなと。標識というのはそもそもそういうものなのか、あるいはあちこち立つものか、私もそこがよくわからないのですけれども、一応そういうふうに決定して表示されておるという理解はいたしました。

今後、歩道、自転車行帯を作るかどうかについては、今のところ計画はないという本 会議の回答でしたので、この辺、私もよく勉強して取り組んでいきたいと思います。

もう一つ本会議のほうで、自転車の駅前の整理についてお聞きして、人を何時間か雇ってきちんと整理されているというのは回答があったとこですが、そこで放置自転車で古くなったもの、ずっと置かれているようなもの、これについてどのように処理されているのか、基準とか手続について教えてください。

○藤本生活安全課長

年2回に、基本的には6月の今の時期と年越した2月ぐらいの時期に、業務を委託した事業者が1週間放置されている状況の中でオレンジ色の札をつけます。それでなおかつ、もう1週間後に黄色の札で警告します。それでも、なおかつ放置されている状況の中で、3週目にまだ、移動も警告札も剥いでない、そのままである状況を放置自転車として、光市のほうが保管します。

保管した後に、拾得物届を警察署に持っていき、警察のほうで登録番号、もしくは自転車に書いた名前等を照会しながら、3カ月間に本人に通知するものとして、3カ月後に残ったいわゆる所有者が不明の自転車が、光市の拾得物になったときに、光市で処理するような状況になってます。

○笹井委員

わかりました。最後の光市で処理するというのは、具体的にはどうされるのでしょうか。

○藤本生活安全課長

後畑の施設組合に搬入し、処分するという状況でございます。

○笹井委員

わかりました。きちんと年2回定期的にやられているというのは理解いたしました。

では、次の項目行きます。2番目です。空き家についてですが、本会議でも何人かの議員が質問したかと思いまして、光市で何十件中どれだけ処理されて、まだ未処理がこれだけありますよというのは、数字で本会議で聞いてわかりました。ただ、空き家条例施行からもうほぼ1年がたとうとしておるわけです。

その中でいろいろ事例を見ていますと、いまだに全く対応のない空き家があると。そして、空き家の中でも、これは室積の事例で、自治会長から、去年の施行すぐ連絡があったから御存知だと思いますけど、だんだん傾いてきて、私も二、三日前に見てみましたが、完全に隣の家に倒れてぶつかっておるというのがあります。これもう自治会長に確認したところ、施行してすぐに市のほうには相談に行っておるという、だから市民の皆さんからきちんと報告がある事例だと思います。

もう1年たちますから、これは、私は命令とか公表とかの時期に来ておるのではないかなと、実際隣にぶつかっておるわけですから。そういう段階までには行かないのでしょうか。市としては何もしないのでしょうか。

○藤本生活安全課長

今のケースは、口頭でのお願い、指導という形になって、あくまで個人の財産は個人の自己完結の中で適正に管理してくださいという状況できてます。今後については、第 2段目の指導、文書による指導、助言という形で改善を促したいとは思ってます。

○笹井委員

わかりました。次の段階も考えておられるというふうに理解しました。ただ、現実問題、もう自分の敷地の中の話であれば、中の話ということですけど、実際に隣にぶつかっている、これは把握されていると思います。当然周りの人、隣の人も困ったという状態ですし、空き家条例にきちんと勧告、命令、あるいは最終的な代執行まで盛り込まれた条例をつくったわけですから、それは、条例をつくった趣旨に基づいて粛々と進めていただきたいと思います。

では、次の項目にまいります。最後の項目です。公民館についてですが、公民館の運営のためには、運営経費を市のほうから交付して運営されていると思いますが、これはどのように交付されているのでしょうか。そしてその公民館の運営経費の決算というのはきちんと公開されているのでしょうか。

○縄田地域づくり推進課長

公民館の運営経費についてでありますけど、地域づくり推進課では、各公民館に地域

づくり推進事業交付金として、毎年各公民館から交付申請書をいただいて、交付金を交付しております。

監査の方法でありますけど、毎年地域づくり推進課職員が各公民館に出向きまして、 領収書、現金、通帳等の関係帳簿を確認し、監査をしております。

○笹井委員

公民館のほうに地域づくりの交付金として交付しとると、監査も市の職員のほうがやっとるということであれば、決算時に詳しく、一つ一つ公民館に聞いて、市との状況については聞いても答えられるということですか。

○縄田地域づくり推進課長

済いません。ちょっと今わからない部分があったんですけど、こちらのほうに、前年、 交付申請書及び実績報告書を提出してもらっております。このあたりの書類につきまし ては、公文書であるということですので、所定の手続により公開することは可能であり ます。

○笹井委員

わかりました。これは決算審査時にいろいろ聞くのが段階的に筋かなと思っておりますので、また26年度決算が上がってくると思いますので、公民館の運営経費がどのように使われておるか、私も勉強したいと、興味を持っているとこでございますので、その段階でいろいろ聞かさせていただきたいと思います。

○四浦委員

自治会について、加入の促進、これについてお尋ねをいたします。報道によると、今年の年初め3月17日、周南市と一般社団法人県宅地協会周南支部、それから市の連合自治会の三者の間で加入促進をするための協定が結ばれたと、こういうふうにありますが、まず、光市の自治会の加入率というのがつかんでおられれば、どの程度の度合いなのか。それから、過去と比較するとそれはどういう傾向にあるかをごく大ざっぱでよろしゅうございますから、教えてください。

○縄田地域づくり推進課長

自治会加入率でありますけど、直近で、平成27年4月1日現在でありますけど、80.5%であります。

直近の状況についてはちょっと詳しい資料を、申しわけないですけど、本日持ち合わせておりませんが、過去5年間で見ますと、少しずつ加入率が低下している状況にあると思っております。

○四浦委員

周南市の場合、これはコミュニティ推進課の発表では、市内に982自治会があり、そ

の加入率が78.7%といいますから、光市よりちょっと低い。それから11年前から7.1ポイント下がったということで、それで重視をして、こういう協定を結んで、不動産業者とも連携プレーをとって引き上げるということ、この分野は非常に苦労するところだろうと思うのですが、加入率が下がることはやっぱりまちづくりにはいい影響を与えないというふうに思うのです。

それで、市だけが突出してやるということではなくて、こういう不動産業者との連携 というのは、過去には、相談し合うことを含めて、経験があるかどうかお尋ねしたいと 思います。

○縄田地域づくり推進課長

はっきりは今わかりませんけど、これまで不動産会社等と協定についてとか、そのあたりの具体的なお話をしたことはないと思っております。

○四浦委員

私の町内に大変こういう問題で熱心な方がいらっしゃって、北九州市の市の広報というのを提供していただいたのです。これは、町内会、自治会に入りましょうということで、小倉北区の欄にこういうふうにうたわれているわけです。「地域の力が欠かせませんが、同じ地域に住む人同士がお互いに助け合い、支え合って問題解決に取り組む。自分たちの力でより生活しやすい地域にかえていくことが求められている。

そこで、町内会や自治会への加入はその第一歩です。」というふうに、市の広報でうたわれている、こういうことをやられているところは結構多いのでは、なかろうかなというふうに思いますが、光市では、私は見落としたのではと思うのですが、そういう市の広報を通じて自治会加入促進について呼びかけるということの経験はいかがであったでしょうか。

○縄田地域づくり推進課長

申しわけございませんが、以前そういった啓発をしたかどうかというのを把握しておりません。

○四浦委員

そうみやすくない話だろうと思いますので、この項についてはこの程度にしておきたいと思いますけれども、先ほど冒頭に言いましたように、特にワンルームのマンションなどがふえた地域で自治会の加入率が大幅に低下をするというか、そういう傾向があって、これはまちづくりに悪い影響を与えるというふうに思いますが、今後のそうした進んだところの取り組みの経験、教訓を吸収するように、今後の取り組みに期待をして、この項は一応とめたいと思います。

次に、これは、人権推進課の管轄ですが、特別事前に通知をしてなかったことなのですが、ただ、これまでの議会でいろいろ取り上げてきた貸付資金の問題です。同和の貸付資金、それから住宅の貸付資金が相当滞っております。

今日は、かいつまんで議論しておきたいと思うのですが、今、総額いかほど貸し付けて、そして回収がおくれている、できてないというふうなものがどの程度あるか。その中で回収不能がどの程度の比率になるか、ごく大ざっぱに教えていただければと思います。

○大山人権推進課長

今現在の貸付金の償還状況ですけれど、住宅新築資金等貸付金につきましては、償還をいただいているのが、約11億5,500万円。あともう一つ同和福祉援護資金貸付金につきましては、10億6,700万円程度の償還をしていただいております。

残額でございますけれども、まず、住宅新築資金等貸付金は約3億1,210万円でございまして、同和福祉援護資金貸付金につきましては約2億3,580万円というところでございます。

○四浦委員

累計の償還率というものでいくと、パーセントで言うとどうなりますか。

○大山人権推進課長

累計の償還率でいきますと、住宅新築資金等貸付金につきましては償還率78.7%、同和福祉援護資金貸付金につきましては81.9%というようなところとなっております。

○四浦委員

これまでの、今日初めて言うわけでもないし、何回かに分けてやっておりますから、 課長のほうもそのことは承知して、あるいは申し送りもあったということを前提に議論 を進めておるわけですが、一つは、決算が迫っております。 3 カ月後っていうか 2 か月 半後にはその資料を提出される、主要施策の成果という形で出されるのですが、非常に これはわかりにくいところがあります。

これだけ同和対策特別措置法が終わってから、14年にもなろうという時期に、この資料というのは、私はふさわしくないと思いますが、中には、死亡された方もいます。行方不明の方がいらっしゃる。未償還ではあるけれど、未償還という数字だけが躍ったのでは事は解決しません。その返済不能だとかいうふうなものは、きちんと見極めなくてはいけないと思いますが、いかがお考えですか。

○大山人権推進課長

確かに、仰せのように、亡くなった方、あるいは居場所不明な方、これにつきましては、償還金の回収とか、その取り扱いについては検討してまいりたいと考えております。

○四浦委員

去年の決算の折には、そのことを触れて、ですから私は期待をしておるのですが、そ ういう議論をしました。その上に立って、やっぱり私がそっち側に座ってないからよく わからんところがあるのですが、現時点でいかがですか。主要施策の成果というのは、 この同和資金、住宅資金問題については、大幅に改善をしなければいけないと思います が、でき上がっておりますか。

○大山人権推進課長

現在のところ検討中でございまして、でき上がっておりません。

○四浦委員

それじゃあ、ひとつ期待しときたいと思います。決算附属資料がそういう実態に基づく表示を、表をつくるにしましても、というのは、総額これだけ残っていると言うだけでは、どういうふうに手をつけていいかわからないと思うのです。

担当者は非常に苦労するし、それから担当課長がどれぐらいかわかりませんが、2年か3年ぐらいの頻度で変わってきておりまして、そこのところもやっぱり難しさに一つ加速がつくというか、そういう状態にあると思いますが、そのことを期待して、なお、最後にこの問題では、前回だったかな、収納を進めていくために、人権推進課では調査権がない、収納対策室に知恵を借りている、こういうふうなものが表明されました。

自治法上、税法上、これはただ問題がある、収納対策室のタッチが難しいという、何とも受けとめるのに不可解なというか、わかりにくい、そういう御答弁がありましたが、いかがでございますか。同じ市民部としてこの問題にやっぱり抜本的に向き合うということになれば、収納対策室が一枚かむといいますか、いうふうなことがふさわしいのかどうか、いかがでしょうか。

○井上収納対策室長

現時点で申しますと、抜本的なものではございませんが、小規模な介護保険とか下水道使用料、あるいは保育料、後期高齢者医療保険料とか、そういった強制徴収債権を中心に集金業務を行っておりますけども、一部こちらの同和対策資金のほうについても、集金という形でお手伝い現在させていただいておるということはございます。

抜本的なそういったいわゆる税法にのっとったような処分ということになると、なか なか先ほど議員が御指摘されたように難しい問題を持っておるということでございます。

○四浦委員

私は、この問題は多面的な角度で取り組まなければいけないと思います。もう払うに払えないような人から無理やり取り立てたって、これは解決しませんし、同時にいつまでも引きずっていって大きな汚点として残すというふうな状態にするというのが一番いけないだろうと思います。あんまり大きな声で言えませんが、国に対する償還の問題などもないわけではありませんが、いろんな面で多角的に取り組む必要がある。

いつまでも主要施策の成果の中に全く成果とは言えない状態で、ほとんど毎年動きがないというものを抱えていくというのは、ここらあたりでけりをつける方向性が出るということが求められると思います。

2カ月半先のこの決算附属資料を抜本的に改められるように、去年までの全く毎年同 じような形で表示をされるということがないように期待をいたしまして、これは一応閉 じたいと思います。

○縄田地域づくり推進課長

先ほど、自治会加入率で平成27年4月1日現在で80.5%と言いましたけど、80.15%の誤りでした。申しわけございません。

それと、過去5年間では、平成26年度が80.8%、平成25年度が82.0%、平成24年度が82.5%、それと平成23年度が83.4%です。

○四浦委員

私は、最後の項目なのですが、国保税について、今度の議会にもかかりましたが、国保の法定減額7割、5割、2割減額、1点だけお尋ねします。法定減額というのは、前年の所得に基づいて、役所が自動的に減額するというふうになっとるのかなと思いますが、それで間違いありませんか。

○田中市民部次長兼税務課長

国保税につきましては、申告とか、課税資料、そういうのをもとにこちらのほうで決 定しておりまして、その際に、減額という判定もしております。

○四浦委員

私にはよくわからないところがあるから、一応確認のためお尋ねするんですが、所得がいわゆる申告などをやられないでわかってない方、しかも、それは減額基準に該当、申告すれば、該当するであろうという方で所得そのものがわかってない方がどの程度あるかというふうなことはつかんでおられますか。

○田中市民部次長兼税務課長

所得申告をされないと、所得が幾らかということがわかりません。その際には、減額の判定で幾ら以下であれば7割、5割、2割というような判定になるんですが、そういうことができませんので、そういう方については、減額の判定をいたしません。

数につきましては、未申告という方についてはこちらの方も文書勧奨や電話、あるいは訪問などしておりまして、数は流動的でございます。例えば、25年度末の時点で150世帯程度だったと思います。

○四浦委員

150という意味がわからないのですが、減額対象になっている世帯で、であろうということしか言えないと思うのですけど、所得の申告はされてなければ。そうすると、それが150世帯というのはどういう意味です。

○田中市民部次長兼税務課長

今申しました150世帯というのは、こちらのほうで申告勧奨しても申告をされない、 されていらっしゃらない方という世帯数でございます。

○四浦委員

なかなか制度として、これは国会の議論等も通じて、やっぱり払いたくても払えない方が広がってきているということから、こういう減額措置がとられるようになったというふうに思います。光市もそれでこれを踏襲するということでありますが、じゃあ、その150世帯には、文書というのは、戸別に届けておるということなのですね。

○田中市民部次長兼税務課長

個別に文書でお知らせをしております。年に、昨年は3回か4回ぐらい、なかなか申告されない方もいらっしゃいますので、送付しております。

○四浦委員

文書、私見てないから何とも言えないのですが、失礼ながら、一般的に見られて、それでもなおかつ申告をしないというのは、理解がいってないからなのかなと思うけれども、3回も出したということであれば、丁寧にはやられている。念のためお聞きしますが、口頭ではそういう呼びかけといいますか、あなたは申告することによってこういう減額がされるのですよ、あなたのメリットになりますよというふうなことは口頭ではやられていないですか。

○田中市民部次長兼税務課長

電話番号がわかるような方については、電話でもお知らせしますし、訪問もしておりますので、会えればもちろん具体的にお伝えできます。また文書にしても、軽減が受けられないというようなことも明記はしておりますので、普通はわかっていただけると思いますし、何かわからなかったら電話で問い合わせるとか、そういうことができるような文章にしております。

あと、例えば所得証明を取りにこられるような場合があるんですが、当然申告されてない方は所得証明も出ないです。そういうような機会を捉えて申告をしていただいております。

○四浦委員

終わります。

- 4 総務部·消防担当部関係分
 - (1) 付託事件審查
 - ①議案第50号 光市個人情報保護条例の一部を改正する条例

説 明:太田総務課長 ~別紙

質 疑:なし

討 論:なし

採 決:全会一致「可決すべきもの」

②議案第51号 光市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

説 明:太田総務課長 ~別紙

質 疑:なし

討 論:なし

採 決:全会一致「可決すべきもの」

(2) その他(所管事務調査)

○田中委員

2点ほどお聞きしたいと思います。1点目は、市役所1階の本庁に入って総合案内所の後ろにある総合案内看板のことについてなのですが、総合案内看板の下側に、会議案内を表示する場所があると思うのですが、そこの運用についてお聞きできればと思います。

○太田総務課長

本庁舎入り口に設置してあります総合案内板の中の会議案内は、会議室を使用する所管課が総合案内所に申し出を行うことにより、会議の内容等を記載するようにしております。

○田中委員

その中で、あの前でたまに迷っている方がいらっしゃって、会議があるのに表示されてないっていうことが結構あると思うのですが、そのあたりについて、総務所管としてどのように考えているのかお聞かせいただければと思います。

○太田総務課長

先ほど申しましたように、会議室を使用する所管課の判断で申し出を行い、記載することとしております。と申しますのも、会議室の予約状況は、内部システムによりわかるわけでございますが、会議室の利用が、例えば内部の会議であったり、あるいは打ち合わせのために使用する場合などがございます。そういったことで予約した者でなければ、案内板に記載するべきなのか、そうでないのかというところが判断できませんので、所管の申し出により記載をするという形をとっております。

○田中委員

所管の申し出にということなのですが、外部の協議会とかのときも、実際は書かれてないものもありまして、所管の申し出で書くっていうことなのですが、それを考えますと、一手間かかるのかなっていうところがあって、忘れることもあるのかなっていう気がしますので、例えば会議室をお借りするときに、申請書っていうものを出すかと思うんですが、その時点であそこの案内のところに記入をお願いしますということのチェックをつけて申請するということをすれば、所管がいちいちまたもう1回書いてくださいよということで総合案内のほうに行かなくてもあそこに照会するようなシステムができるのではないかと思いますが、そのあたりはいかがお考えでしょうか。

○太田総務課長

ただいま委員御案内のとおり、会議とか説明会など、案内板に記載がなければどこに 行っていいのかわからない場合が確かにあると思います。これにつきましては、適切に 案内板に記載することによりその問題の解決が図れるわけでございますので、速やかに 全職員に通知しまして、かつ徹底させることによって、来庁される方への御不便がない ように努めてまいりたいと考えております。

○田中委員

わかりました。私も下で聞かれたこともあるので、ぜひこのあたりは対応よろしくお願いいたします。

もう1点は、防災に関して、ちょっとお聞きできればと思います。津波ハザードマップもできて、市民への周知を今行っているところだとは思うのですが、防災ってことで光市での備えの基準についてお聞きしたいとは思うのですが、今、津波ハザードマップもできて、被害想定、津波の到達時間っていうものも示されておりますが、その想定どおりのものに対する防災を考えられていらっしゃるのか、それとも想定を超える想定外っていうものを想定して防災対策をされているのか、そのあたりをお聞かせいただければと思います。

○中尾防災危機管理課長

光市での津波の浸水想定とは、山口県が作成した山口県津波浸水想定図と、山口県が

指定した津波災害警戒区域のとおりで、前年度山口県津波浸水想定図をもとに作成した 津波ハザードマップの浸水区域が現在のところ範囲になると考えております。

今後は、この津波ハザードマップについて出前講座等により周知を図っていきたいと 考えております。

○田中委員

想定は、県のほうから示されている想定っていうことで理解するところなのですが、対策防災を考えたときに、やっぱり基準となるものが大切なのだなって最近思っておりまして、といいますのが、委員会のほうで大阪府の泉大津市というところに訪れたのですが、そこは、大阪府の方なのですが、想定の2倍の対処をしろということで、それを受けて市の職員も、例えば一時避難場所でマンションに市民が、確実な人数が入れるだけの平米数を確保するために何回も訪れて、その場所を確保してするという力強い活動にもつながっていますので、そのあたりは想定外の被害を受けないためにも対応ってものが必要かと思うのですが、もう一度お聞きしたいんですが、その対策防災っていう部分では、どのように考えているのかお聞かせいただければと思います。

○中尾防災危機管理課長

対策防災ということでの御質問でございますが、現在、光市で津波ハザードマップを 県の浸水想定図をもとに作成したばかりで、この3月に関係する地区にお配りをしたと いう状況でございます。

先ほども御説明しましたが、ハザードマップにつきまして、出前講座等により周知を 図っていきたいということで、これ以上のものは考えてはおりません。

○田中委員

これからっていうところなのかもしれませんが、こういった視点もあるっていうことで考えていっていただけたらと思います。その中で、総務省は、5月12日に全市町村に防災活動に積極的なマンション組合に、災害弱者名簿を提供するように通知したと報道でもありましたが、それがどのような内容なのか。また光市ではどのように取り組まれるのかというところをお聞かせください。

○中尾防災危機管理課長

総務省が防災活動に積極的なマンション組合に災害弱者等の名簿を提供するよう通知したという件でございますが、その内容は、マンション管理組合が管理の一環として行うコミュニティー活動が自治会、町内会等による団体が行う地域的な共同活動と同様の活動を行っている場合、管理組合等に対して、地方公共団体が行う各種の連絡支援を行う際には、その内容に応じ、自治会、町内会と同等の扱いを行うというものでございます。

災害対策基本法におきましては、災害発生時の避難に支援を要する者の名簿について、自主防災組織等に提供することとなっております。

光市におきましては、申請に基づき、覚書を取り交わした上で名簿の提供の同意を得た災害時要援護者名簿を自治会や自主防災組織等に提供していますことから、マンション管理組合につきましても申請があれば覚書を取り交わした上で災害時要援護者名簿を提供することは可能と考えております。

○田中委員

わかりました。マンションで言うと、自治会と管理組合っていうものがあって、なかなか自主防災組織を立ち上げようと思っても難しいところがあって、この管理組合のほうに情報提供していただけるようになるっていうのは、一つの効果があるのかなとは考えております。

今現在でも、民生委員の方が独居の高齢者の方とか、訪れていただいて、確認とかもしていただいているのですが、マンション側の住民にすると、やっぱり情報提供がないとこういったところも気づかないところではないかなと思いますので、特に沿岸部に何棟かマンションもあって、いざというときには有効な場所にもなると思いますので、そのあたり情報提供しながら、しっかり取り組んでいただければと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○笹井委員

それでは、2項目ほど、先に防災関係から行きます。27年度当初予算の予算資料の中に消防緊急通信指令システムを2年間に分けて更新するという記載があります。これは負担金の項目の一部であるわけですが、このシステム更新の進捗状況を教えてください。そして、システムが更新されると消防署の中の通信指令が便利になるっていうのはわかるのですけれども、住民から見てどのようなメリットがあるのか、お答えください。

○梅本消防担当課長

消防緊急通信指令システムの更新についての質問をいただきました。光市からの組合の負担金がどのように活用されておるかということでのお尋ねであろうかと思います。

本事業は、光地区消防組合の固有の事業でございますので、なかなかこの場でお答えにくい点もございますが、この事業につきましては、平成27年の2月、組合の定例会におきまして、27年度実施設計のための予算配分がされており、現在入札に向けての準備中でございます。この更新することによりまして、安定した情報管理、指令体制の構築が図れる、こういったものでございます。

○笹井委員

一応、私の質問の中の最後に住民から見てどのようなメリットがあるのかというとこもあったのですけど、そこは答えができますでしょうか。

○梅本消防担当課長

最後に申しましたように、通信指令体制の構築が図れるということで、より迅速に住

民の方に対して消防行政のサービスが図られる、そういったものでございます。

○笹井委員

わかりました。次の項目にまいります。

職員採用試験についてお聞きしますが、職員採用試験、これは、とりあえず本庁とか 市長部局についてお聞きします。この審査員の構成はどのようになってますでしょうか。

○太田総務課長

職員採用試験の審査員の質問をいただきました。職員採用試験につきましては、特別職及び部長級職員から必要に応じて依頼をしまして、実施をしております。

○笹井委員

具体的に役職でこの方が委員になっておるとか、あるいは何名でやっとると、そうい うことは答えられますか。

○太田総務課長

多くの目を通して受験生を観察することが必要でありますので、複数の者が対応して 試験の実施をしております。

○笹井委員

私は、ここは例えば総務部長さんが入っておるとか、市長さん、副市長さんが入っているとか、入っていないとかいうのは、別に何らそういうところに公開できない情報じゃないと思うのですが、具体的に聞きますけど、市長さん、副市長さん、総務部長さんは審査員なのか、そうでないのか、お答えください。

○太田総務課長

当然、市長につきましては、採用には大きくかかわっております。ほかの者につきましても、先ほど申したとおりでございますが、具体的な役職名を先ほど申さなかったということにつきましては、実際にはあってはならないことなんですけども、試験がどのように採点され、どのような者が採点等にかかわっているかを明らかにすることで、例えばですけども、利益供与のための接触等を避けるため、公表は差し控えさせているところでございます。

○笹井委員

納得したとこまで行きませんけど、一応そういう理由でと、今ここでこういう答えに なるというのは理解いたしました。

それから、光市の関係は、市長部局は今の話ですけれども、ほかにも水道局の採用、 病院局の採用、そしてこれ一部事務組合になりますが、消防組合の採用などもあるかと 思います。これについて市長部局の市長や総務部長はどのように関与していますでしょ うか。

○太田総務課長

消防組合におきましては、光市長が組合管理者でありますので、消防組合の採用につきましては、市長はかかわっております。

○笹井委員

消防組合はわかりました。水道局、病院局については市長や総務部長の関与というの はありますでしょうか。

○太田総務課長

ただいまお答えしたとおりでございますが、本市の水道局、病院局につきましては、 地方公営企業法の全部適用を受けておりますので、その管理者が職員の任命等の権限を 有しておりますので、そういった意味で市長の直接的な関与はございません。

○笹井委員

管理者がやっているから、市長とか総務部長がそちらのほうの審査にはかかわってないと、今のお答えからするとそういう認識でよろしゅうございますか。

○太田総務課長

消防組合の採用でありますけども、総務部長は消防組合とは直接的には関係ございませんが、数多くの採用に立ち会っておりまして、その見識を採用の参考にするため、面接に参加をしているという状況ではあります。

○笹井委員

消防組合に関しては総務部長さんもその見識を持って採用にかかわっておられるという御回答でした。これは実によいことだと思います。では消防組合にかかわっておるけど、水道局、病院局には総務部長さんはかかわっておられないのか、その見識を生かさなくていいのか、そこについては、実際どのようになっているのでしょうか。

○太田総務課長

水道、病院につきましては、先ほど申したとおりでございます。

○笹井委員

先ほど申したとおりがどういう回答かわからないから聞いてるのですけど、もう1回聞きます。水道局、病院局の採用について、市長、総務部長が関与しているのか、いないのか、審査員として入っているのか入っていないのかという質問でも結構ですが、それに関してはどちらなのでしょうか。

○太田総務課長

先ほどお答えしましたように、消防組合につきましては市長がかかわっておりますけども、水道局、病院局につきましては、採用には、先ほど説明したとおりかかわっておりません。

○笹井委員

大体わかりましたけど、一応認識が違ってはいけませんから、市長も、総務部長も水 道局、病院局の採用にはかかわってないということでよろしいでしょうか。

○太田総務課長

そのとおりでございます。

○笹井委員

実態は理解しました。また、この件ちょっと私もいろいろ勉強していきたいと思います。

○四浦委員

私のほうも職員採用試験について、少し角度を変えて聞きますが、ただ、先ほどの答 弁がどうも合点がいきませんから、一応確認しときたいと思うのですが、何か制度が変 わったのですか。審査員という話も出たが、確か私の記憶では選考員と称していたと思 いますが、その役職を明確に言わないようになった。本会議で、以前答弁していますよ、 役職については。何か制度変わったのですか。

○太田総務課長

私の知る限り、そういった制度の変更というのは記憶しておりません。

○四浦委員

変わってなければ、本会議でやったことは、特別消しゴムでも消すわけにいかないから、こういう場でもスムーズに役職名を述べられてしかるべきだと思いますが、いかがですか。

○太田総務課長

申し訳ございません。過去の本会議でそういった質問、あるいは答弁が行われたことについては、申しわけございません、私承知しておりませんでした。ただ、先ほど申した考えでございますが、その考えも一つにはあろうかと思いまして、この場で発言をさせていただきました。

○四浦委員

ちょっと質問する側と答弁する側が離れているから、口をこじ開けてものを言っても

らうわけにはいきませんから、これはこれでとめますが、職員採用試験について、具体的なところをお聞きしたいと思うのですが、パート・臨時の職員の幅が近年広がってきております。現時点でいいのですが、正職員の数とパート・臨時の職員、2つに分けて、それはどの程度の数になるか、教えてください。

○太田総務課長

まず、正職の数でございますが389人でございます。パートにつきましては27年4月 1日現在で129名、臨時が87名となっております。

○四浦委員

相当のボリュームにパート・臨時職員がウエイトを占めているということがわかりましたが、私が知る限りにおいては、周南市でパート・臨時職員、特に臨時だろうと思いますが、臨時職員の採用が近年、正職員の採用試験に応募ができるようになったというか、そういうふうになった。事前に通知しとるから、調べていただいていると思いますが、そういう市がほかにもあるのかなって思いますが、いかがですか。

○太田総務課長

私どものほうで調べた限りは、臨時・パートで勤務してる者を優遇して採用している というようなケースは見当たりませんでした。

○四浦委員

おかしいですね。周南市ではそのようなことを実施しとるのですが、周南市でもそれはありませんでしたか。形がどういう形になっているかというのは、私も詳しく調べたわけではないのですが、継続的に臨時職員が正職員に、もちろん試験があってのことだと思うのです。その自動的にやるだとかいうことはないと思いますが、それは調べて、なかったということですか。

○太田総務課長

臨時・パートから正式に正職員への任用につきましては、地方公務員法の第22条の第6項において、臨時的任用は正式任用に際していかなる優先権をも与えるものではないとされております。これにより、臨時・パート職員としての経験を別枠で優先して採用試験等を実施することはないのではないかと考えております。

○四浦委員

念のためお尋ねします。私が入手した情報と違いますので、具体的に私のほうは、周南市の場合、市役所の臨時職員で保育関係の職種、保育士です。それがもう定期的に、 去年の事例で4人だというふうに聞いておりますが、正職員になったということなのですが、念のために聞きます。どういう形で調べられたのですか。

○太田総務課長

調査に関しましては、別の職員に依頼をしておりますので、具体的にどういった形で 各市の照会を行ったかということにつきましては掌握しておりません。

○四浦委員

もう一つ聞きます。光市の民間の大きな企業で、やっぱり非正規雇用だった人、社員を毎年一定の人数、正社員に引き上げていくというふうな措置がとられている企業があると思いますが、これも通知しているから調べていただいたと思うのですが、調べた結果がいかがですか。

○太田総務課長

民間事業所での採用につきましては、情報がなかなか収集できなくて、実情把握はしておりませんけども、実際に報道等でパート、あるいはアルバイトなどを正職員に採用するという報道もなされておりますので、そういった実態は、民間企業では進められているというふうに理解しております。

○四浦委員

というやりとりをしながら、問題はここの光市役所の場合なのですが、先ほどの数字で表示されましたように、臨時・パート職員数というのは一定の規模になっているというところの、そこのモチベーション、やる気、引き上げながら、全体としてまちづくり、住民サービス、そういうものに取り組んでいくという機運を高めるためには、私はこうした広がってきた臨時・パート職員、非正規雇用を正職員に引き上げていく、そういう措置というのは検討に値するというふうに思いますが、いきなりな話ですから、ここで御返事をもらおうということはできませんが、どうしましょうか。政策的課題だから、副市長、どういうふうに考えていますか。

○森重副市長

職員採用に当たりましては、公平公正を念頭に当市ではこれまで実施をしてきておるわけでございます。四浦委員から御提案のありました臨時職員やパート職員についての職員への登用につきましては、先ほど総務課長が申し上げたとおり、地方公務員法の適用がございますので、我々とすれば臨時職員やパート職員の方々が、ぜひ積極果敢に当市の職員採用試験を受験をしていただいて、その上で職員にぜひなっていただくことを念願をしているところでございます。

○四浦委員

いい答弁を、私、いただいたと思います。いきなりですから、今年度中にでもすぐそのことに取り組もうという答弁をさらさら期待したわけじゃないのですけども、その方向は、今副市長が言われた方向は、私は悪くないと思います。

もちろん、つまんで引き上げるというような、言葉としてはあんまりふさわしくない

のですが、そういう形をとるよりも、やっぱりやるとするならば、きちんとした採用試験なり、それを設けて、しかも非正規の臨時・パート社員も一定の枠を持って、年度ごとに正職員として採用しますよと。これはこういう措置がとられるのが望ましいのではないかと思います。

このことはこの程度にいたしまして、もう一つだけ。消防の関係なのです。

消防議会に所属しているから、本来ならここでやるより消防議会がいいのですが、しかし決算議会ということになると半年先になりますから、間が抜けます。

これは、淡泊にお聞きしたいのだが、川崎市の簡易宿泊所で火災があり、9人も亡くなったというショッキングな事例がありました。非常に狭い個室が密集し、スプリンクラーなどもなかったというふうなことで、これは緊張感を持って消防も見られたというふうに思いますが、光市の市内で、あるいは光消防組合の管轄内で、これに似た建物などは調査されたと思うのですが、その経過を教えていただければと思います。

○委員長

四浦議員、一部事務組合で、消防議会出ておられますので、その辺を踏まえての質疑をよろしくお願いいたします。

○梅本消防担当課長

それでは、川崎市の火災での御質問いただきました。本火災、委員も御存じのとおり、5月17日の未明に発生し、簡易宿泊所2棟が全焼、死者は、今現在国のほうから発表されております人数は10名、負傷者18名となっております。簡易宿泊所でございますが、旅館業法上の区分でありまして、光市にはこの簡易宿泊所に分類される建物はございませんでした。

参考までに管内でございますが、同様の施設が2施設ございましたので、速やかに建築の担当部局と連携し、緊急の立ち入り検査を実施しております。

○四浦委員

もう手を上げまいと思ったのですけど、最後が尻切れとんぼだった、失礼ながら。調査したということまではわかりました。その結果を話してください。

○梅本消防担当課長

調査結果につきましては、書類上の不備、あと消防用設備の点検の未実施等ございま したが、改善指導を行いまして、全て改善済みでございます。

○四浦委員

終わります。